

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第2期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥田 楯彦
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 哲久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益（百万円）	499,334	787,880
経常利益（百万円）	20,652	19,477
当期純利益（百万円）	9,732	12,000
純資産額（百万円）	105,092	132,095
総資産額（百万円）	524,916	613,453
1株当たり純資産額（円）	1,106.23	1,316.74
1株当たり当期純利益金額（円）	102.44	126.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—
自己資本比率（%）	20.0	20.4
自己資本利益率（%）	9.7	10.4
株価収益率（倍）	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	67,852	△107,198
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△11,089	△16,340
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	26,457	56,755
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	151,061	85,612
従業員数（人）	2,669	9,844

- (注) 1. 設立初年度となる第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり
ます。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 純資産額の算定にあたり、当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益(百万円)	499,334	772,942
経常利益(百万円)	20,595	15,784
当期純利益(百万円)	9,675	9,973
資本金(百万円)	47,500	47,500
発行済株式総数(千株)	95,000	95,000
純資産額(百万円)	105,035	123,007
総資産額(百万円)	524,824	596,078
1株当たり純資産額(円)	1,105.64	1,294.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	101.85	104.99
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額(円)	—	—
自己資本比率(%)	20.0	20.6
自己資本利益率(%)	9.7	8.7
株価収益率(倍)	—	—
配当性向(%)	—	—
従業員数(人)	2,651	2,598

- (注) 1. 設立初年度となる第1期事業年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間でありま
す。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数
は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 純資産額の算定にあたり、当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5
号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用し
ております。

2【沿革】

当社は、日本道路公団民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路株式会社設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱（連結子会社）設立
平成18年3月	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱がSA・PAに関する事業等を譲受け
平成18年9月	協定を一部変更（スマートインターチェンジの本格導入及び料金徴収施設等の減価償却費の算定方法の確定に伴う変更）
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西㈱（子会社）、西日本高速道路サービス中国㈱（子会社）、西日本高速道路サービス四国㈱（子会社）、西日本高速道路サービス九州㈱（子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱（子会社）、西日本高速道路パトロール関西㈱（子会社）、西日本高速道路パトロール九州㈱（子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱（子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティクス㈱（西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱の100%子会社）設立
平成19年2月	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱及び西日本高速道路サービス九州㈱が料金收受業務に関する事業を、西日本高速道路パトロール関西㈱及び西日本高速道路パトロール九州㈱が交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路サービス四国㈱が料金收受業務及び交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱が料金收受業務、交通管理業務及び保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年3月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱（子会社）設立
平成19年3月	㈱エフディイー、㈱オーデックス、四国道路エンジニア㈱及び㈱ハーディアの株式を取得し、当社の子会社との議決権をあわせて子会社化
平成19年3月	協定を一部変更（スマートインターチェンジの本格導入及び地域活性化インターチェンジの追加整備等に伴う変更）

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社19社及び関連会社6社（平成19年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業、SA・PA事業、その他の事業の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

当社グループの管理するサービスエリア・パーキングエリア（以下、「SA・PA」といいます。）に係る事業につきましては、前連結会計年度まで「休憩所等事業」と称しておりましたが、当連結会計年度から「SA・PA事業」に名称を変更いたしました。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注2）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金收受業務	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
点検・管理業務	西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、㈱エフディイー、㈱オーデックス、四国道路エンジニア㈱、㈱ハーディア
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、㈱アスウェイ、㈱山陽メンテック、㈱ショウテクノ、四国ロードサービス㈱、㈱クローバーテクノ、ケイケイエム㈱（注3）
その他業務（注4）	㈱NEXCOシステムズ、㈱エヌ・ケー・ワイ

- (注) 1. 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（なお、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が事業を営む高速道路は除きます。）
2. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
3. これらの会社のうち、西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱は、当連結会計年度末現在、事業を開始しておりません。
4. 有料道路の通行料金、交通量等の電子計算、公共用地取得に係る調査、測量及び鑑定等の業務であります。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っております。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しております。

（注） 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

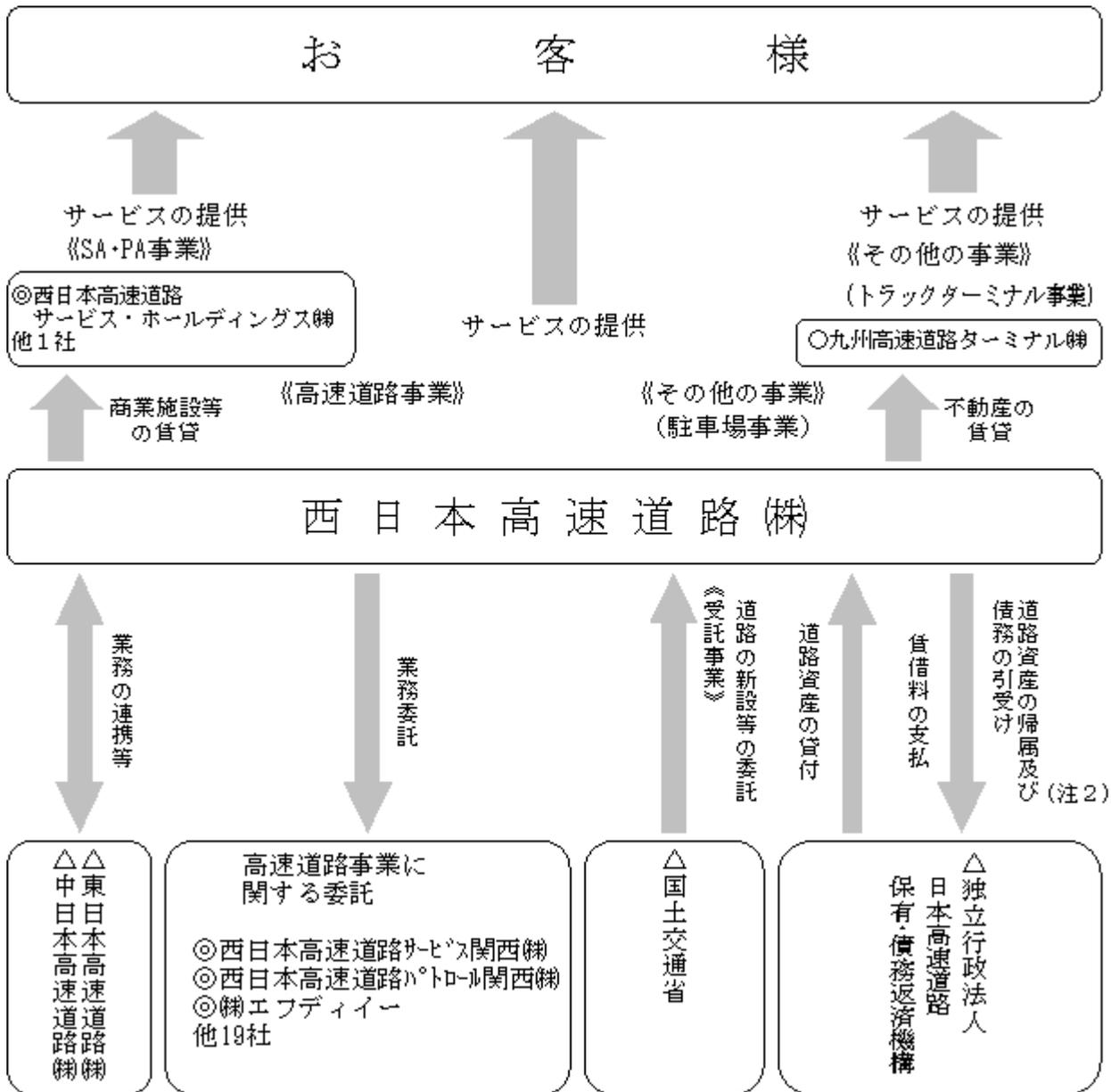
当社グループの管理するSA・PAのうち、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が180箇所において商業施設の管理運営を行っております。また、西日本高速道路ロジスティクス㈱は、SA・PA事業にかかる運営の一部を行っております。

(4) その他の事業

その他の事業においては、駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等を実施しております。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っております。トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル㈱が佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. ◎は連結子会社，○は持分法適用関連会社，△は関連当事者を示しております。
 2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕、又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

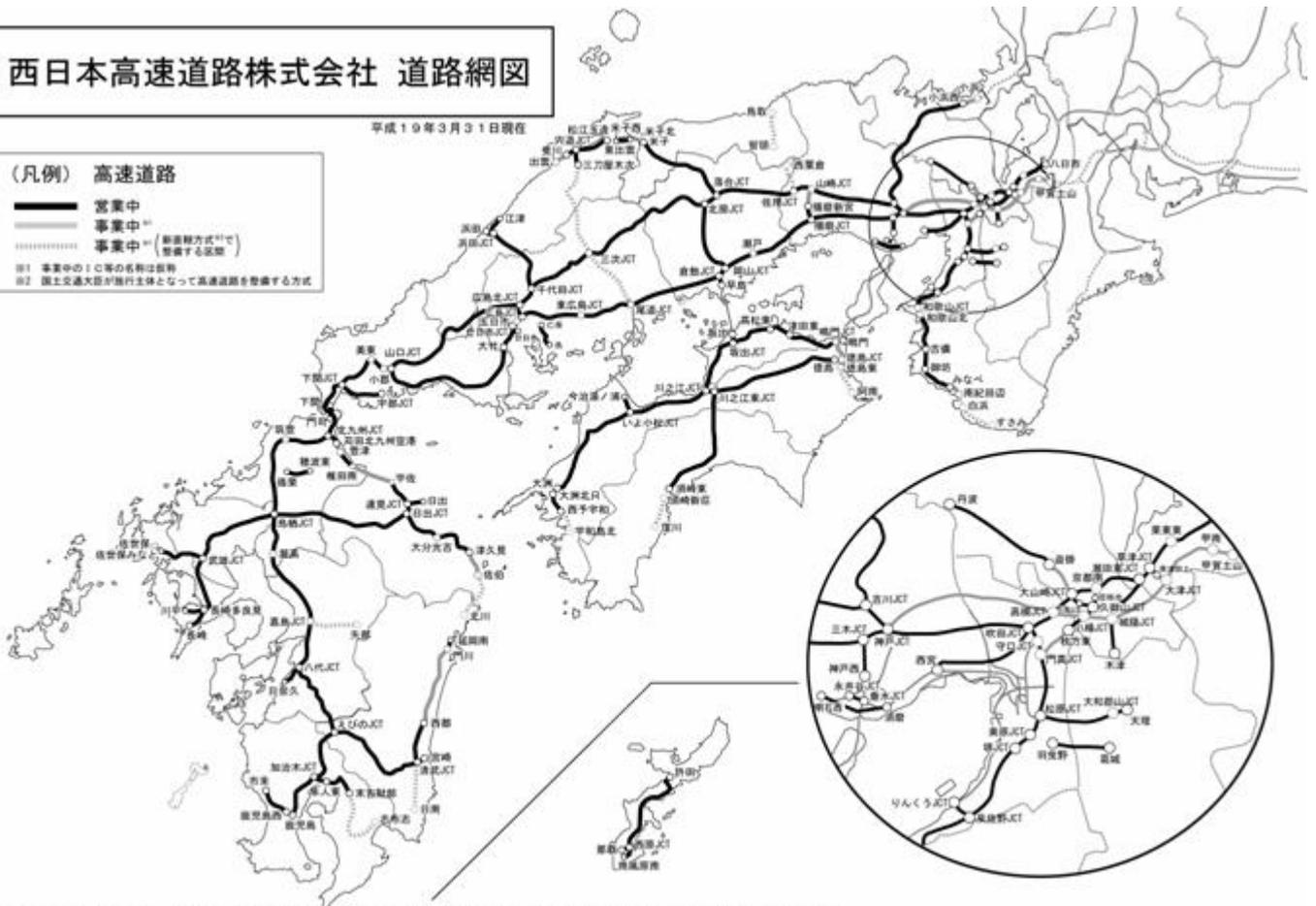
西日本高速道路株式会社 道路網図

平成19年3月31日現在

(凡例) 高速道路

- 営業中
- 事業中^{※1} (新路線方式^{※2})
- 事業中^{※1} (整備する区間)

※1 事業中のJCT等の名称は仮称
 ※2 国土交通大臣が施行主体となって高速道路を整備する方式



注1) 事業中道路には、新名神高速道路の当面着工しない区間(大津JCT～城陽、八幡～高槻第一JCT)の延長は含まない。

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路サービス関西(株)	大阪市 北区	70	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス中国(株)	広島市 中区	50	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス四国(株)	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	料金收受業務及び交通管理業務を委託 しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路サービス九州(株)	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	料金收受業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路総合サービス沖縄(株)	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	料金收受業務、交通管理業務、点検・ 管理業務及び保全作業業務を委託して おります。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パトロール関西(株)	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路パトロール九州(株)	福岡市 博多区	40	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路メンテナンス九州(株)	福岡市 博多区	160	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路メンテナンス中国(株)	広島市 東区	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メンテナンス関西(株)	大阪府 茨木市	40	高速道路事業	100.0	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
(株)オーデックス	大阪市 淀川区	90	高速道路事業	56.7 (27.5)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)ハーディア	広島市 西区	45	高速道路事業	54.1 (28.7)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
四国道路エンジニア(株)	香川県 高松市	60	高速道路事業	57.0 (27.4)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
(株)エフディイー	福岡市 中央区	80	高速道路事業	50.3 (19.1)	点検・管理業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし
西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)	大阪市 中央区	110	S A ・ P A 事業	100.0	S A ・ P A 事業にかかる管理運営を委託するとともに、S A ・ P A 内商業施設を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 3 名
西日本高速道路ロジスティックス(株)	大阪市 中央区	30	S A ・ P A 事業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合で内数であります。

3. 西日本高速道路メンテナンス九州(株)、西日本高速道路メンテナンス中国(株)、西日本高速道路メンテナンス関西(株)は、当連結会計年度末現在、事業を開始しておりません。

4. 下記は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条に定める第5号様式の規定に準じて作成された当事業年度末現在の当社の子会社（非連結会社を含む。）に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

西日本高速道路サービス関西(株)他18社

高速道路営業未収入金 2百万円

未収入金 307百万円

計 309百万円

(2) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
(株)NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50	高速道路事業	33.3	有料道路の通行料金、交通量等の電子計算業務を委託しております。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名
九州高速道路ターミナル(株)	熊本県 熊本市	539	その他の事業	21.5	佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業用地を賃貸しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 1 名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 下記は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条に定める第5号様式の規定に準じて作成された当事業年度末現在の当社の関連会社（非連結会社を含む。）に対する債権の明細を参考情報として記載したものです。

(株)NEXCOシステムズ他5社

未収入金 0百万円

その他 1百万円

計 0百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

SA・PA事業につきましては、前連結会計年度まで「休憩所等事業」と称しておりましたが、当連結会計年度から「SA・PA事業」に名称を変更いたしました。

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	9,242
受託事業	
SA・PA事業	222
その他の事業	
全社（共通）	380
計	9,844

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、SA・PA事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,598	40.8	17.4	8,085,946

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、西日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。同労働組合は、平成17年10月1日に日本道路公団が分割民営化されたことを受け、日本道路公団労働組合が平成17年10月26日に分割・移行し、当社の労働組合として組織されたものです。

なお、提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っていません。

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費に弱さがみられるものの、企業収益の改善、設備投資の増加等、企業部門の好調さから、全体として景気回復の基調が続き、国内総生産（GDP）も増加しました。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路においては、普通車の通行台数が前年度に比べ微増の中にあって、国内販売実績が好調な軽乗用車及び企業部門での利用が多い大型車等の通行台数が目立って増加しました。

その結果、当連結会計年度の業績は、営業収益が787,880百万円、営業費用が768,871百万円、営業利益が19,008百万円、経常利益が19,477百万円となり、法人税等を控除した当期純利益は12,000百万円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの概要は次のとおりです。

SA・PA事業につきましては、前連結会計年度まで「休憩所等事業」と称しておりましたが、当連結会計年度から「SA・PA事業」に名称を変更いたしました。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、「100%の安全・安心」と「CSの向上」を目指し、緊急交通安全対策（3箇年）を策定、道路構造物等の補修、道路を良好に保つための清掃・点検などを行い、また、ノンストップ自動料金支払システム（ETC（以下「ETC」といいます。））を活用した料金割引、SA・PAのトイレの改良計画の策定及びこれに基づく設備改善などを実施しました。

また、高速道路ネットワークの早期整備、安全で円滑な交通の確保及び利便性の向上を目指し、機構との協定に基づき建設事業を計画的かつ着実に推進し、平成18年11月25日に山陰自動車道（宍道ジャンクション～斐川インターチェンジ）が開通しました。

その結果、営業収益は699,383百万円、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料や道路管理費の支出により686,801百万円となり、営業利益は12,582百万円となりました。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、中国横断自動車道尾道松江線などの直轄高速道路事業や一般国道1号の改築事業をはじめとする国や地方公共団体等からの委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、営業収益は62,649百万円、営業費用は62,648百万円となりました。

(SA・PA事業)

SA・PA事業においては、当社、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱及びテナント各社が一体となって、SA・PAを「お客様満足施設」へと変革していくことを目指し、テナントを評価する仕組みを導入し、サービスレベルの向上に取り組みました。地域に密着したサービス展開の一環としてSA・PAにウェルカムゲートを設置したほか、ハイウェイコンビニ、ドラッグ・メディカルコーナーの設置、地域有名飲食店の誘致などを行うことにより、SA・PAにおけるテナント等の店舗売上は、122,727百万円となりました。

その結果、SA・PA内の敷地及びその敷地内施設の賃貸料収入等により、営業収益は23,813百万円、営業費用については商品仕入等により17,424百万円となり、営業利益は6,389百万円となりました。

(その他の事業)

駐車場事業並びにトラックターミナル事業が利用台数の増加もあって堅調に推移した結果、営業収益は2,053百万円、営業費用は2,017百万円となり、営業利益は36百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益20,109百万円に加え、減価償却費14,600百万円の計上など資金増加要因があったものの、たな卸資産の増加額108,978百万円や法人税等の支払23,931百万円などの資金減少要因により、107,198百万円の支出超過となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、料金収受機械、E T C装置等の設備投資14,138百万円、S A ・ P A事業等の事業譲受資金4,451百万円等により、16,340百万円の支出超過となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、資金効率向上の観点から金融機関からの借入金88,485百万円の前倒し返済等を実施しましたが、建設投資(仕掛道路資産)に係る社債、借入金による収入145,347百万円により、56,755百万円の収入超過となりました。

なお、建設投資(仕掛道路資産)に係る有利子負債は、建設投資(仕掛道路資産)を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けいたします。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、85,612百万円となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

なお、「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 ②損益計算書 高速道路事業原価明細書」をご参照ください。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
当事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

区分	金額（百万円）	
1. 営業収益		
料金収入	663,791	
道路資産完成高	33,647	
その他の売上高	1,924	699,363
2. 営業外収益		
受取利息	133	
受取配当金	1	
土地物件貸付料	341	
原因者負担収入	993	
雑収入	717	2,188
3. 特別利益		
前期機械装置除却損修正益	171	
前期損建区分修正益	394	
前期預り連絡料金修正益	628	
その他特別利益	104	1,298
高速道路事業営業収益等合計		702,850

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他の事業の収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦
2. 事業が特定できないものについては、以下の方法により各事業へ配賦
営業外収益については、営業損益比

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、平成17年10月1日の設立以来、西日本地域の発展のため、「地域社会とともに歩む西日本高速道路株式会社」を目指すことを基本とし、同時に働く喜びを感じ、誇りの持てる企業風土づくり、共同で収益を生み協調できるパートナーグループの形成を経営方針として掲げて、業務改善及び意識改革を進めてまいりました。

また、平成18年2月10日に当社が新設又は改築を行うべき高速道路が指定されたことを受け、当社が建設する道路と、資産を借り受けて営業する道路につきまして、機構との間で、平成18年3月31日に協定を締結し、同日付で国土交通大臣より平成18年度事業計画の認可を受け、平成18年度より、民間企業として本格的な事業年度をスタートいたしました。

高速道路事業においては、平成15年12月22日の「政府・与党申し合わせ」を踏まえたコスト削減につきましても協定に反映されており、会社として計画的で効率的な建設計画を策定し、高速道路ネットワークの構築に貢献すると共に、高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理についてもお客様に満足いただける安全・安心な高速道路の提供に努めながら、民営化の目的である債務の確実な返済の達成に向け努力してまいります。なお、高速道路の維持管理業務については、安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、平成18年10月より順次子会社を設立し、グループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築してまいります。

高速道路のSA・PA事業の展開については、当社グループの経営資源を活用し、お客様から喜ばれ、地域から愛されるエリア創りを目指して、多様なサービスを提供してまいります。また、中国横断自動車道などの新設（新直轄方式）や国や地方公共団体からの受託工事などについても実施してまいります。

さらに、日本道路公団時代に発生した橋梁談合等の不祥事案につきましては、二度とこのようなことを起こさないという強い決意の下、入札制度の見直しやコンプライアンス重視の経営を徹底するとともに、談合の背景として指摘された定年前退職・再就職について、早期退職することなく社員一人ひとりがその能力に応じて活力をもって仕事をしていけるような人事制度を構築し、併せて当社グループの目的と考え方を共有できるパートナー企業を選別再編し、透明性を高めてまいります。

当社グループは、上記をふまえ、当社グループとしての経営方針を確立し、高速道路事業等を通じてお客様満足を高め、地域の発展に寄与し、社会に貢献するため、平成19年3月26日に、平成19年度から平成22年度までを「経営基盤を確立する期間」と位置づけ、「中期経営計画～お客様、地域、社会のために～」を策定いたしました。当該中期計画において、「いいことやろう、西日本」「社会に尽くそう、西日本」「高速道路で、西日本」を当社グループの新しい合言葉として、当社グループ一体となって高速道路の重要な社会的インフラとしての使命を果たし、常に全ての活動において、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）の遂行を共通の目標とするとともに、グループの経営基盤及び執行体制を強化し、これを支えるヒトを創造するため人事制度の改革を目指します。

- ①社会的インフラを支える高速道路事業者としての使命の達成と道路に関する新たな事業への展開
- ②お客様満足の着実なステップアップ
- ③ステークホルダーへの還元
- ④環境への取組み
- ⑤社会貢献への取組み
- ⑥経営基盤の強化
- ⑦機動的かつ効率的な執行体制の構築
- ⑧人事制度の改革

また、企業価値を高め、経営体質を強化するため、リスク管理体制の構築、情報セキュリティへの取り組みを推進するとともに、財務体質の強化及びステークホルダーからの信頼性向上のため、効率的な経営と情報開示に努めてまいります。

そして、当社グループは、これらの重要な経営課題を一つひとつ、着実に実行していくことによって、地域から愛され、お客様から喜ばれるグループ、社員全員が働く喜びを感じ誇りの持てるグループを作り上げてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

1. 民営化について

(1) 経緯

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路株式会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、首都高速道路㈱、東日本高速道路㈱（以下「東日本高速道路」といいます。）、中日本高速道路㈱（以下「中日本高速道路」といいます。）、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、首都高速道路㈱、東日本高速道路、中日本高速道路、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあつては、政府及び地方公共団体）は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有しません。

(オ) 会社の合併（附則第2条）

政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条から第9条）、道路資産（道路（道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されております。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

- b 供用約款（第6条）
許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。
- c 工事の廃止（第21条）
許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。
- d 料金徴収の対象等（第24条）
特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。
- e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）
高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。

(イ) 道路資産等の帰属（第51条）

- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
- b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
- c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(ウ) その他の事項

- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされておりす。
- b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
- c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
- d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されておりす。
- e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。

また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

f 割増金（第26条、第42条）

高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。

g 道路の工事の検査（第27条）

高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されております。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されており、その措置による法令の変更等の内容によっては、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

2. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法及び上記「1. 民営化について」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）に係るものについては1%、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（以下「広島呉道路協定」といいます。）及び「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（以下「南阪奈道路協定」といいます。）に係るものについては2%、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」（以下「八木山バイパス協定」といいます。）に係るもの

のについては3%及び「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「那覇空港自動車道協定」といいます。）に係るものについては4%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法等を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要(ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（「全国路線網協定」に係るものについては1%、「広島県道路協定」及び「南阪奈道路協定」に係るものについては2%、「八木山バイパス協定」に係るものについては3%、「那覇空港自動車道協定」に係るものについては4%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（修繕に係る工事は、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 民営化について（3）道路整備特別措置法 ② 概要(イ) 道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路は、それぞれ、日本道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、SA・PA事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、ハイウェイカードは、平成18年3月31日をもってその利用が終了しておりますが、かかるハイウェイカードの偽造による被害額については未だ確定しておりません。当社グループでは、かかる偽造による損失補てんのため、ハイウェイカード偽造損失補てん引当金を計上しておりますが、想定している金額を超えた被害額となる可能性もあり、それにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路付属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりますが、かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により情報の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあつては計画収入の2%、八木山バイパス協定にあつては計画収入の3%及び那覇空港自動車道協定にあつては計画収入の4%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定及び南阪奈道路協定にあつては計画収入の2%、八木山バイパス協定にあつては計画収入の3%及び那覇空港自動車道協定にあつては計画収入の4%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされております。

なお、当社及び機構は、当社の所有する料金徴収施設等の耐用年数の見直し等に伴い、平成18年9月21日付で、また、地域活性化インターチェンジの追加整備等に伴い、平成19年3月22日付で当該協定を一部変更しております。

(2) 東日本高速道路及び中日本高速道路との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しております。

この点、当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運営業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しております。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされておりますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められております。）までに当社、東日本高速道路及び中日本高速道路のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされております。上記に基づき、当該個別協定は、自動更新され、現在に至っており、平成20年3月31日まで有効となっております。なお、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路に設置された中央研究所（以下「中央研究所」といいます。）にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っておりましたが、かかる業務が下記(4)で後述する新設分割により設立された㈱高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月2日付で新たな個別協定を締結しております。

(3) 事業譲受けに関する契約

当社の連結子会社である西日本高速道路サービス関西株式会社他 8 社は、事業効率の向上を図るため、高速道路の維持管理業務について、下記のとおり事業譲渡契約を締結し、既存の維持管理業務実施会社から事業を譲り受けています。

1. 西日本高速道路サービス関西株式会社

- ① 相手企業の名称
株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社
- ② 事業内容 高速道路の料金収受事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月 6 日
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金69百万円（資産69百万円、負債－百万円）

2. 西日本高速道路サービス中国株式会社

- ① 相手企業の名称
株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社
- ② 事業内容 高速道路の料金収受事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月 6 日（西中国道路サービス株式会社）、平成18年12月 7 日（株式会社大同ハーテックス）、平成18年12月12日（中国道路サービス株式会社）
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金20百万円（資産20百万円、負債－百万円）

3. 西日本高速道路サービス四国株式会社

- ① 相手企業の名称
四国ハイウェイサービス株式会社
- ② 事業内容 高速道路の料金収受事業及び交通管理事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月 8 日
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金11百万円（資産11百万円、負債－百万円）

4. 西日本高速道路サービス九州株式会社

- ① 相手企業の名称
第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウェー・サービス及び南九州道路サービス株式会社
- ② 事業内容 高速道路の料金収受事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月 6 日
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金16百万円（資産24百万円、負債 8 百万円）

5. 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社

- ① 相手企業の名称
沖縄道路サービス株式会社
- ② 事業内容 高速道路の料金収受事業、交通管理事業及び保全事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月 5 日
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金16百万円（資産16百万円、負債－百万円）

6. 西日本高速道路パトロール関西株式会社

- ① 相手企業の名称
株式会社ウエストパトロール
- ② 事業内容 高速道路の交通管理事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月 6 日
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 無償譲受（資産870百万円、負債870百万円）

7. 西日本高速道路パトロール九州株式会社

- ① 相手企業の名称
九州ハイウェイ・パトロール株式会社
- ② 事業内容 高速道路の交通管理事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月6日
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金24百万円（資産24百万円、負債一百万円）

8. 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社（注1）

- ① 相手企業の名称
株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社
- ② 事業内容 高速道路の保全事業
- ③ 契約締結日 平成18年12月8日（株式会社クローバーテクノ）、平成18年12月4日（ケイケイエム株式会社）
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金263百万円（資産263百万円、負債一百万円）

9. 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社（注2）

- ① 相手企業の名称
株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社
- ② 事業内容 高速道路の保全事業
- ③ 契約締結日 平成19年2月16日（東中国道路メンテナンス株式会社）、平成19年2月21日（株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック）、平成19年2月28日（中国アーテック株式会社）
- ④ 取得価格及び譲受資産の内容 現金648百万円（資産648百万円、負債一百万円）

（注1）西日本高速道路メンテナンス九州株式会社は平成19年4月1日付で事業を開始しております。

（注2）西日本高速道路メンテナンス中国株式会社は平成19年6月1日付で事業を開始しております。

(4) 東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して行う新設分割

当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の研究開発・技術協力に関する営業（以下「本件営業」といいます。）を承継させるため、(株)高速道路総合技術研究所（以下「新設分割設立会社」といいます。）を新設分割により設立する旨の新設分割計画書を平成18年12月15日に作成し、平成19年3月30日付で国土交通大臣の認可を受け、平成19年4月2日に(株)高速道路総合技術研究所を設立しております。

① 会社分割の目的

当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社が保有する高速道路技術を集約し、高水準で効率的な調査・研究及び技術開発を行うため、3社が均等に出资する独立した法人に本件営業を承継することにより、3会社共同運営体制の明確化を実現するとともに、自立性の確保及び経営の効率化を図ることを目的とします。

② 会社分割の形態

当社、東日本高速道路及び中日本高速道路が共同して会社法第762条に基づき新設分割計画を作成しております。なお、本件は会社法第805条に基づく簡易分割に該当するため、株主総会の承認を要しません。

③ 承継する資産・負債及びその状況

本件営業に属する資産（滋賀県湖南市の土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具等、工具・機器及び備品、無形固定資産を除く。）、債権債務、雇用契約その他の権利義務を承継しました。中日本高速道路の従業員については、新設分割設立会社に出向しております。なお、承継する債務について、3社は連帯して債務を保証しております。

④ 会社分割に際して発行する株式の種類及び数並びにその割当に関する事項

新設分割設立会社は、分割に際して普通株式210万株を発行し、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路に対してそれぞれ70万株を割当交付しております。

⑤ 新設分割設立会社の資本金及び準備金

資本金 : 45百万円

資本準備金 : 1,973百万円

⑥ 分割交付金

分割交付金は支払わないものとします。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業及び受託事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の重要テーマは、「安全性・円滑・快適性を向上させサービスレベルの向上を実現するための技術開発」、「事業の効率化（コスト削減、計画保全）に寄与するための技術開発」及び「地球環境の保全・地球環境との調和」であり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、846百万円であります。

また、当社、東日本高速道路及び中日本高速道路の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、中央研究所（注）を共同運営することで主たる研究開発活動を実施しました。

なお、S A・P A事業及びその他の事業につきましては、特記すべき事項はありません。

（注） 当社は、東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して、中央研究所における3社の調査・研究及び技術開発部門の営業を承継させるため、新設分割により、㈱高速道路総合技術研究所を平成19年4月2日に設立しております。当該新設分割の詳細については、前記「5 経営上の重要な契約等（4）東日本高速道路及び中日本高速道路と共同して行う新設分割」を併せてご参照ください。

7【財政状態及び経営成績の分析】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

また、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、前連結会計年度においては暫定協定に基づき、また、当連結会計年度以降は高速道路会社法及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付の事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てております。

かかる暫定協定、協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重疊的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表ないし財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路及び中日本高速道路との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上は工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出しております。なお、当社グループにおいては、平成17年10月1日の設立に際し全ての固定資産を時価で評価しており、当連結会計年度においては固定資産について価値の低下が生じた事実が認められないため、減損処理は行っておりません。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

高速道路事業については、通行台数は堅調に推移しました。高速道路事業の営業収益については、景気回復等による交通量の増加に伴い料金収入が堅調に推移したことなどにより、699,383百万円となりました。受託事業の営業収益については、直轄高速道路事業を中心に62,649百万円、S A・P A事業の営業収益については、敷地内施設の賃貸料収入等により23,813百万円、その他の事業の営業収益については2,053百万円となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益は、合計で787,880百万円となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、協定に基づく機構への賃借料の支払いや管理費用の支出等により686,801百万円となり、受託事業については、直轄高速道路事業を中心に62,648百万円、S A・P A事業については、高速道路に商業施設を連結することにより必要となる道路法第48条の7及び高速自動車国道法第11条の4の規定に基づき機構に支払う連結料や減価償却費等により17,424百万円、その他の事業については2,017百万円となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、768,871百万円となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は合計で19,008百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が12,582百万円、受託事業が0百万円、S A・P A事業が6,389百万円、その他の事業が36百万円であります。

③ 営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、原因者負担収入993百万円及び土地物件貸付料403百万円等の計上により2,527百万円、営業外費用は支払利息968百万円、借入金繰上返済手数料688百万円等の計上により2,059百万円となりました。

④ 経常利益

上記の結果、当連結会計年度の経常利益は19,477百万円となりました。

⑤ 特別損益

当連結会計年度の特別利益は、前期預り連絡料金修正益628百万円及び前期機械装置除却損修正益171百万円等の計上により1,676百万円、特別損失は偽造ハイウェイカード損失361百万円及び固定資産評価調整損289百万円等の計上により1,044百万円となりました。

⑥ 当期純利益

上記の結果、税金等調整前当期純利益は20,109百万円となり、これに法人税等7,772百万円及び少数株主利益336百万円を控除した当期純利益は12,000百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債（政府保証債及び普通社債）の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施いたしました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であります。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

SA・PA事業につきましては、前連結会計年度まで「休憩所等事業」と称しておりましたが、当連結会計年度から「SA・PA事業」に名称を変更いたしました。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額29,605百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額11,595百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っておりません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ 他371箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	25,824	58,684	0 (0)	7,794	92,304	—
吹田SA (上下線) 他249箇所 (大阪府吹田市他)	SA・PA事業	SA・PA施設	14,508	211	67,651 (1,515)	88	82,459	—
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区)	その他の事業	有料駐車場	280	50	0 (0) [5]	3	334	—
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本 県熊本市)	その他の事業	トラックターミナル	0	0	1,230 (118)	0	1,230	—
竹田高架下等127箇所 (京都市伏見区他)	その他の事業	占用施設等	412	4	0 (0)	135	551	—
本社他社宅等 (大阪府池田市他)	全社 (共通)	本社、支社及び社宅等	8,943	471	11,737 (288) [57]	2,907	24,060	2,598

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は1,782百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当連結会計年度における占用料は14百万円であります。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしております。
4. SA・PA施設の土地には、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積262千㎡を含みます。
5. 料金所及び管理事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載していません。
6. 現在休止中の主要な設備はありません。
7. 上記の他、リース設備として情報処理システム機器を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は、218百万円であります。
8. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
9. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

平成19年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路サ ービス関西㈱	本社他 (大阪市北区 他)	高速道路事業	車両等	8	12	—	8	29	1,975
西日本高速道路サ ービス中国㈱	本社他 (広島市中区 他)	高速道路事業	車両等	3	2	—	2	9	907 <143>
西日本高速道路サ ービス四国㈱	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	車両等	4	9	—	3	16	564
西日本高速道路サ ービス九州㈱	本社他 (福岡県太宰 府市他)	高速道路事業	車両等	—	3	—	2	6	1,269
西日本高速道路総 合サービス沖繩㈱	本社他 (沖繩県浦添 市他)	高速道路事業	作業器具等	—	—	—	3	3	232
西日本高速道路パ トロール関西㈱	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	133	3	186 (3)	4	327	529
西日本高速道路パ トロール九州㈱	本社他 (福岡市博多 区他)	高速道路事業	車両等	—	1	—	1	3	254
㈱エフディイー	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	社屋等	1,334	98	1,404 (5)	78	2,915	378
㈱オーデックス	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	268	4	216 (2)	90	579	336 <43>
四国道路エンジニ ア㈱	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	事業所等	32	0	45 (0)	58	137	169
㈱ハーディア	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	社屋等	456	26	528 (6)	130	1,141	429
西日本高速道路サ ービス・ホールデ ィングス㈱ (注2)	本社他 (大阪市中央 区他)	SA・PA事 業	SA・PA 等	674	—	— [262]	370	1,044	188
西日本高速道路ロ ジスティックス㈱	本社 (大阪市中央 区)	SA・PA事 業	ソフトウェ ア等	—	—	—	0	0	6

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、建設仮勘定、その他の有形固定資産及び無形固定資産の合計であります。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は6,484百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 西日本高速道路サービス中国㈱及び㈱オーデックスにつきましては臨時従業員数を<>で外書きし、前記2社以外の会社につきましては臨時従業員数が従業員数の100分の10未満であるため臨時従業員数の記載を省略しております。
5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

なお、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱及び西日本高速道路メンテナンス関西㈱は当連結会計年度末現在事業を開始しておらず、主要な設備に該当するものは無く、従業員数は、西日本高速道路メンテナンス九州㈱は5名、西日本高速道路メンテナンス中国㈱は3名、西日本高速道路メンテナンス関西㈱は2名であり、いずれも臨時従業員はおりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 南紀田辺料金所 他4箇所	和歌山県田辺 市他	高速道路事業	料金所設備等 (ETC等)	7,746	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
当社 草津PA他19箇 所	滋賀県草津市 他	SA・PA事 業	営業用建物等	1,871	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
当社 西宮市社宅跡地 他6箇所	兵庫県西宮市 他	その他の事業	賃貸用建物	582	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
西日本高速道路 サービス・ホー ルディングス(株) 古賀SA他34箇 所	福岡県古賀市 他	SA・PA事 業	営業用建物等	3,331	—	自己資金	平成19年4月	平成20年3月
四国道路エンジ ニア(株)	香川県高松市	高速道路事業	事業所等	112	—	自己資金	平成19年9月	平成19年9月
西日本高速道路 メンテナンス九 州(株)	福岡市中央区	高速道路事業	事業所等	225	—	自己資金	平成19年4月	平成19年4月
西日本高速道路 メンテナンス中 国(株)	広島市東区	高速道路事業	事業所等	541	—	当社の株式 引受けによ る出資資金	平成19年6月	平成19年6月

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕、一般国道31号（広島呉道路）の修繕等を通じ総額146,160百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額33,647百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	穴道インターチェンジ（改築） 平成18年9月 平成19年3月	212
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	大阪府堺市深井畑山町から大阪府岸和田市積川町まで（改築） 平成18年10月	941
高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線	三豊鳥坂インターチェンジ（改築） 平成18年10月	17
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	広島東インターチェンジ（改築） 平成18年10月 平成19年3月	307
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊佐美から島根県簸川郡斐川町大字三絡まで（新設） 平成18年11月	14,627
高速自動車国道東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越から福岡県京都郡苅田町大字雨窪まで（改築） 平成19年3月	465
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕 平成18年6月 平成18年12月 平成19年3月	15,990
一般国道31号（広島呉道路）	修繕 平成18年6月 平成19年3月	112
一般国道165号及び166号（南阪奈道路）	修繕 平成19年3月	3
一般国道201号（八木山バイパス）	修繕 平成18年6月 平成19年3月	5
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧 平成19年3月	963
合計	—	33,647

（注） 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

平成19年3月31日現在

	区分	年間賃借料 (百万円) (注1)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	485,726
	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(仮称)甲賀土山インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(仮称)小浜インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中国縦貫自動車道	
	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
	高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
	高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
	高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
	高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
	高速自動車国道四国縦貫自動車道	
	高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線	
	高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
	高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
	高速自動車国道東九州自動車道	
	高速自動車国道関西国際空港線	
	高速自動車国道関門自動車道	
	高速自動車国道沖縄自動車道	
	一般国道1号(京滋バイパス)	
	一般国道1号(第二京阪道路)	
	一般国道2号(第二神明道路)	
	一般国道2号(広島岩国道路)	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
	一般国道9号(安来道路)	
	一般国道9号(江津道路)	
	一般国道10号(椎田道路)	
	一般国道10号(宇佐別府道路)	
	一般国道10号(日出バイパス)	
一般国道10号(延岡南道路)		
一般国道10号(隼人道路)		
一般国道11号(高松東道路)		
一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))		
一般国道34号(長崎バイパス)		
一般国道42号(湯浅御坊道路)		
一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))		
一般国道478号(京滋バイパス)		
一般国道478号(京都縦貫自動車道)		
一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))		
一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))		

区分		年間賃借料 (百万円) (注1)
一の路線	一般国道31号(広島県道路)	2,686
	一般国道165号及び一般国道166号(南阪奈道路)	1,589
	一般国道201号(八木山バイパス)	1,319
	一般国道506号(那覇空港自動車道(南風原道路))	474
合計		491,795

(注) 1. 機構から借り受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しております。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また上記賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された10,154百万円を含んでおりません。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度末までに機構に帰属し借受道路資産となった仕掛道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注5)	完了(注6)
高速自動車国道中央自動車道西宮線	31,363	762 [34]	平成5年8月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	107,065	15,833 [-]	平成9年9月	平成27年3月
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(注4)	2,009,154	56,236 [-]	平成5年12月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	109,394	27,023 [1,904]	平成3年10月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道敦賀線	66,985	6,238 [-]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	21,348	94 [-]	平成16年6月	平成28年3月
高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	27,562	2,806 [417]	平成8年7月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	70,144	157 [-]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	22,745	4,385 [1,379]	平成11年1月	平成24年3月
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	3,308	73 [65]	平成5年12月	平成28年3月
高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	56,458	24,382 [14,678]	平成10年1月	平成22年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	1,499	0 [-]	平成11年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線	237,998	30,194 [631]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線	614	13 [-]	平成5年12月	平成24年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	12,385	974 [655]	平成16年6月	平成26年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	7,424	23 [-]	平成18年4月	平成26年3月
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	3,394	296 [-]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	470,132	58,447 [7,508]	平成5年12月	平成29年3月
一般国道1号(第二京阪道路)	109,695	6,523 [-]	平成4年11月	平成22年3月
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	59,236	438 [-]	平成13年6月	平成25年3月
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	2,296	19 [-]	平成18年4月	平成22年9月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税を除いた金額を記載しております。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線のうち、「当面着工しない区間」は、主要な周辺ネットワークの供用後における交通状況等を見て、改めてその着工について判断することとし、それまでは着工しないこととしています。なお、当該区間を着工した場合に、45年以内の債務返済を確認するため、当該区間の残事業費を含めて会社の収支予算の明細を算出していることに合わせ、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載しています。
5. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に日本道路公団が着手した時期を記載しております。
6. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事については、当連結会計年度以降の5連結会計年度において120,669百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、最大で29,402百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	95,000,000	95,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、日本道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社にその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	—	—	—	—	—	—	2	—
所有株式数 (単元)	949,999	—	—	—	—	—	—	949,999	100
所有株式数の 割合 (%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目1番3号	94,956,798	99.95
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,202	0.05
計	—	95,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 94,999,900	949,999	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 100	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	949,999	—

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、平成19年度から平成22年度までの間を「経営基盤を確立する期間」と位置付けており、当面の間は、自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、自己資本の充実に努めるとともに料金収入の減少または管理費用の増大時に役立てることとし、高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしております。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

4【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	—	石田 孝	昭和18年1月29日生	昭和41年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成4年6月 同 取締役 平成11年6月 同 専務執行役員 都市環境カンパニー執行副 社長 平成14年6月 コベルコ建機株式会社 代表取 締役社長 平成16年4月 コベルコクレーン株式会社 代 表取締役社長 (兼) コベルコ建機株式会社 代表取締役会長 平成17年10月 当社代表取締役会長(現在) 平成18年6月 (主要な兼職) 西日本高速道路 サービス・ホールディングス株 式会社 代表取締役会長	(注) 2	—
代表取締役 社長	—	奥田 楯彦	昭和19年9月9日生	昭和43年4月 日本道路公団入社 平成13年2月 同 中部支社長 平成14年7月 同 審議役 平成15年6月 財団法人 道路サービス機構 参与 平成16年6月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社代表取締役社長(現在)	(注) 2	—
専務取締役	—	山本 正堯	昭和18年10月11日生	昭和43年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成10年6月 同 都市局長 平成13年1月 国土交通省 政策統括官 平成13年8月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社専務取締役(現在)	(注) 2	—
取締役	—	河本 造	昭和29年2月21日生	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成11年12月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 平成12年6月 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グル ープ チーフマネジャー 平成17年10月 当社取締役(現在)	(注) 2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	高田 邦彦	昭和21年7月26日生	昭和46年4月 建設省(現 国土交通省)入省 平成11年7月 同 関東地方建設局長 平成12年10月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成14年3月 広島高速道路公社 理事長 平成17年4月 財団法人 日本建設情報総合センター 審議役 平成17年10月 当社取締役(現在)	(注) 2	—
監査役 (常勤)	—	石川 浩三	昭和22年9月25日生	昭和46年4月 国税庁入庁 平成12年7月 同 東京国税不服審判所次席国税審判官 平成14年7月 同 名古屋国税不服審判所長 平成15年7月 財団法人ハイウェイ交流センター 監事 平成17年10月 当社監査役(常勤)(現在)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	惣福脇 亨	昭和17年7月20日生	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	(注) 3	—
監査役 (非常勤)	—	土岐 憲三	昭和13年8月29日生	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 京都大学 防災研究所教授 平成5年4月 京都大学 工学部教授 平成9年12月 京都大学 大学院工学研究科長兼工学部長 平成13年4月 京都大学 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社監査役(非常勤)(現在)	(注) 3	—
計						—

(注) 1. 監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

- 平成18年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 平成18年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題のひとつと認識しております。また経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役5名で構成され、当社取締役会規程に基づき月1回開催を原則とし、必要に応じて随時開催しております。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けております。なお、監査役3名も出席しております。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、当社監査役会規程に基づき、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

(c) その他

当社では経営会議を原則毎月2回開催しています。経営会議は、取締役5名、執行役員6名及び常勤監査役1名で構成され、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

(a) コンプライアンス委員会

役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、社内秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しております。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の抑制・抑止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しております。

(c) 西日本高速道路株式会社行動憲章

役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しております。

(d) 内部統制システムの構築にかかる取締役会の決議

平成18年5月2日開催の取締役会において会社法第362条第4項第6号に基づく内部統制の整備及び構築に関する事項を決議しております。

(e) その他

役員及び従業員のコンプライアンスの向上を図るため、コンプライアンス講習会を本社、支社等で順次実施しております。また、職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程に基づいて保存及び管理を行っております。

③ 監査役監査の状況

監査役監査は、3名の社外監査役からなる監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会への出席、取締役等からの説明聴取や重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施しております。また、当社は、監査役の庶務その他監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けております。監査役室所属従業員3名については、業務執行部門との兼務を行わないこととするとともに、その人事異動については監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しております。

また、監査役監査を効率的に行うため、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれの監査結果について意見交換等をするなど連携に努めております。

さらに、取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行うとともに、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明を求められた場合、速やかに当該事項について報告を行うこととしています。

④ 内部監査の状況

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、執行役員1名を監査部担当としております。監査部には、監査部長以下7名の従業員を置いて、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行うとともに、その結果を会長に報告することとなっております。

⑤ 会計監査の状況

当社の公認会計士監査は新日本監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査し易い環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定社員・業務執行社員	川島 育也	新日本監査法人
	橋留 隆志	
	小市 裕之	
	近藤 浩明	

- (注) 1. 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
 2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、会計士補等6名であります。

⑥ 社外監査役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について
 当社の社外監査役3名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬並びに会計監査人に対する報酬

		年間報酬総額 (千円)	
取締役 (5名)	社内 (5名)	94,000	
	社外 (0名)	0	
監査役 (3名)	社内 (0名)	0	
	社外 (3名)	24,000	
会計監査人		公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	46,500
		上記以外の業務に基づく報酬	—

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置づけ取り組んでおり、代表取締役会長を委員長とする経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ会社の経営管理に関する社内規程を制定し、グループ会社各社の適正かつ効率的な経営と業務執行を確保し、グループ全体の健全な発展を図るための体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則及び高速道路事業等会計規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則及び高速道路事業等会計規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）及び同規則及び高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則及び高速道路事業等会計規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則及び高速道路事業等会計規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成17年10月1日から平成18年3月31日まで）及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について新日本監査法人により監査を受けております。

なお、前連結会計年度及び前事業年度に係る監査報告書は、平成19年2月21日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金			133,061		29,729
2. 高速道路事業営業 未収入金			48,417		47,303
3. 未収入金			14,177		22,784
4. 短期貸付金			18,006		56,023
5. 仕掛道路資産			104,759		217,272
6. その他			9,582		20,775
貸倒引当金			△183		△39
流動資産合計			327,821	62.4	393,850
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1)建物及び構築物		42,559		58,465	
減価償却累計額		△1,073		△5,486	
減損損失累計額		—	41,486	△91	52,886
(2)機械装置及び運搬具		59,214		72,402	
減価償却累計額		△3,578	55,635	△12,815	59,587
(3)土地			83,436		85,595
(4)その他		6,265		9,337	
減価償却累計額		△625	5,640	△2,206	7,130
有形固定資産合計			186,198	35.5	205,199
2. 無形固定資産			3,756	0.7	4,551
3. 投資その他の資産					
(1)長期前払費用			5,397		3,559
(2)その他	※2		2,504		6,941
貸倒引当金			△924		△1,012
投資その他の資産合計			6,976	1.3	9,488
固定資産合計			196,931	37.5	219,239
III 繰延資産			163	0.0	363
資産合計	※1		524,916	100.0	613,453

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 高速道路事業営業未払金		98,200		105,344	
2. 1年以内返済予定長期借入金		5,714		261	
3. 未払金		26,444		24,858	
4. 未払法人税等		11,989		2,969	
5. 受託業務前受金		—		9,232	
6. 前受金		34,313		11,607	
7. 賞与引当金		1,833		2,671	
8. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		717		605	
9. 回数券払戻引当金		302		234	
10. その他		7,072		8,409	
流動負債合計		186,587	35.5	166,194	27.1
II 固定負債					
1. 道路建設関係社債	※1	40,000		144,620	
2. 道路建設関係長期借入金		77,000		82,316	
3. 長期借入金		45,808		2,042	
4. 退職給付引当金		57,551		60,104	
5. ETCマイレージサー ビス引当金		5,747		8,564	
6. その他		7,128		17,514	
固定負債合計		233,236	44.4	315,162	51.4
負債合計		419,823	79.9	481,357	78.5
(少数株主持分)					
少数株主持分		—	—	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資本の部)					
I 資本金		47,500	9.0	—	—
II 資本剰余金		47,500	9.0	—	—
III 利益剰余金		10,092	1.9	—	—
資本合計		105,092	20.0	—	—
負債、少数株主持分及び 資本合計		524,916	100.0	—	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	47,500	7.7
2. 資本剰余金		—	—	55,497	9.1
3. 利益剰余金		—	—	22,092	3.6
株主資本合計		—	—	125,090	20.4
II 少数株主持分		—	—	7,005	1.1
純資産合計		—	—	132,095	21.5
負債純資産合計		—	—	613,453	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 営業収益			499,334	100.0		787,880	100.0
II 営業費用	※2						
1. 道路資産賃借料		217,137			491,795		
2. 高速道路等事業管理費 及び売上原価		232,616			219,728		
3. 販売費及び一般管理費	※1	29,810	479,564	96.0	57,346	768,871	97.6
営業利益			19,769	3.9		19,008	2.4
III 営業外収益							
1. 受取利息		0			185		
2. 受取配当金		—			0		
3. 土地物件貸付料		227			403		
4. 原因者負担収入		552			993		
5. 持分法による投資利益		79			9		
6. 工事負担金収入		256			—		
7. その他		584	1,700	0.3	935	2,527	0.3
IV 営業外費用							
1. 支払利息		474			968		
2. 借入金繰上返済手数料		—			688		
3. ハイウェイカード払戻 費用		106			—		
4. その他		236	817	0.1	401	2,059	0.3
経常利益			20,652	4.1		19,477	2.4
V 特別利益							
1. 前期機械装置除却損修 正益		—			171		
2. 前期損建区分修正		—			394		
3. 前期預り連絡料金修正 益		—			628		
4. その他特別利益		—	—	—	482	1,676	0.2
VI 特別損失							
1. 前期利用促進費修正損		—			284		
2. 偽造ハイウェイカード 損失		—			361		
3. 固定資産評価調整損	※3	—			289		
4. その他特別損失		—	—	—	108	1,044	0.1
税金等調整前当期純利 益			20,652	4.1		20,109	2.5
法人税、住民税及び事 業税		11,360			9,151		
法人税等調整額		△440	10,920	2.1	△1,378	7,772	1.0
少数株主利益			—	—		336	0.0
当期純利益			9,732	1.9		12,000	1.5

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			47,500
II 資本剰余金期末残高			47,500
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			—
II 利益剰余金増加高			
1. 当期純利益		9,732	
2. 民営化に伴う税効果調整額		360	10,092
III 利益剰余金減少高			—
IV 利益剰余金期末残高			10,092

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高（百万円）	47,500	47,500	10,092	105,092
連結会計年度中の変動額				
固定資産評価額の調整（注）		7,997		7,997
連結範囲の変動				—
剰余金の配当				—
当期純利益			12,000	12,000
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	7,997	12,000	19,997
平成19年3月31日残高（百万円）	47,500	55,497	22,092	125,090

	評価・換算差額等	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成18年3月31日残高（百万円）	—	—	—	105,092
連結会計年度中の変動額				
固定資産評価額の調整（注）				7,997
連結範囲の変動			6,675	6,675
剰余金の配当			△6	△6
当期純利益			336	12,336
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	—	7,005	27,003
平成19年3月31日残高（百万円）	—	—	7,005	132,095

（注） 資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額の調整によるものです。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		20,652	20,109
減価償却費		5,603	14,600
退職給付引当金の増減額		1,192	△461
賞与引当金の増減額		△189	394
E T Cマイレージサービス引当金の増減額		4,486	2,816
貸倒引当金の増減額		86	△132
受取利息及び受取配当金		0	△186
支払利息		1,479	3,237
固定資産除却損		1,308	1,429
売上債権の増減額		△9,838	4,477
たな卸資産の増減額		△36,226	△108,978
仕入債務の増減額		94,015	5,174
その他		△13,273	△22,738
小計		69,295	△80,257
利息の受取額		0	183
利息の支払額		△1,443	△3,193
法人税等の支払額		—	△23,931
営業活動によるキャッシュ・フロー		67,852	△107,198
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出		△11,846	△14,138
固定資産の売却による収入		739	464
関係会社株式の取得による支出		—	△131
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2	—	1,705
営業譲受等に伴う支出		—	△4,451
その他		17	212
投資活動によるキャッシュ・フロー		△11,089	△16,340
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入れによる収入		20,000	41,000
長期借入金の返済による支出		△33,353	△88,485
道路建設関係社債の発行による収入		39,810	104,347
その他		—	△106
財務活動によるキャッシュ・フロー		26,457	56,755
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増減額		83,220	△66,783
VI 現金及び現金同等物の期首残高		67,840	151,061
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		—	1,334
VIII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	151,061	85,612

(注) 財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△88,485百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△35,684百万円が含まれております。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△108,978百万円には、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額33,647百万円が含まれております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱</p> <p>(2) 非連結子会社の数 17社 非連結子会社の名称 ㈱ウエイシステム関西、沖縄道路サービス㈱、近畿ハイウェイサービス㈱、四国ハイウェイサービス㈱、第一道路サービス㈱、㈱大同ハーテックス、中国道路サービス㈱、中九州道路サービス㈱、西中国道路サービス㈱、㈱ハイウェル、南九州道路サービス㈱、㈱ウエストパトロール、九州ハイウェイ・パトロール㈱、四国道路エンジニア㈱、㈱クローバーテクノ、ケイケイエム㈱、㈱山陽メンテック</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 16社 連結子会社の名称 西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱、西日本高速道路ロジスティクス㈱、西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、㈱オーデックス、㈱ハーディア、四国道路エンジニア㈱、㈱エフディイー</p> <p>新規設立に伴い、西日本高速道路ロジスティクス㈱、西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱の各社を、また、株式の取得に伴い㈱オーデックス、㈱ハーディア、四国道路エンジニア㈱、㈱エフディイーの各社を各々連結の範囲に加えております。</p> <p>なお、平成19年4月に、㈱エフディイーは西日本高速道路エンジニアリング九州㈱に、㈱オーデックスは西日本高速道路エンジニアリング関西㈱に、四国道路エンジニア㈱は西日本高速道路エンジニアリング四国㈱に、㈱ハーディアは西日本高速道路エンジニアリング中国㈱に各々社名を変更しています。</p> <p>(2) 非連結子会社の数 3社 非連結子会社の名称 ㈱山陽メンテック、㈱クローバーテクノ、ケイケイエム㈱</p> <p>㈱ウエイシステム関西、沖縄道路サービス㈱、近畿ハイウェイサービス㈱、四国ハイウェイサービス㈱、第一道路サービス㈱、㈱大同ハーテックス、中国道路サービス㈱、中九州道路サービス㈱、西中国道路サービス㈱、㈱ハイウェル、南九州道路サービス㈱、㈱ウエストパトロール、九州ハイウェイ・パトロール㈱の各社は事業再編により子会社でなくなりました。</p> <p>また、四国道路エンジニア㈱は株式の取得に伴い重要性が増加したことにより、連結の範囲に含めております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。</p>	<p>(連結の範囲から除いた理由) 同左</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 1社 会社の名称 九州高速道路ターミナル㈱</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 17社 持分法を適用していない関連会社数 17社 会社の名称 上記の非連結子会社及び中日本道路サービス㈱、東日本道路サービス㈱、北陸ハイウェイトルサービス㈱、㈱西日本ハイウエー・サービス、中日本ハイウェイ・パトロール㈱、東日本ハイウェイ・パトロール㈱、㈱エフディイー、㈱オーデックス、道路通信エンジニア㈱、㈱ハーディア、㈱アスウェイ、四国ロードサービス㈱、㈱テクナム、㈱ショウテクノ、㈱高速道路計算センター、㈱エヌ・ケー・ワイ、道栄㈱</p> <p>(持分法を適用しない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためです。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社数 2社 会社の名称 九州高速道路ターミナル㈱ ㈱NEXCOシステムズ</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社数 3社 持分法を適用していない関連会社数 4社 会社の名称 上記の非連結子会社及び㈱アスウェイ、四国ロードサービス㈱、㈱ショウテクノ、㈱エヌ・ケー・ワイ</p> <p>中日本道路サービス㈱、東日本道路サービス㈱、北陸ハイウェイトルサービス㈱、㈱西日本ハイウエー・サービス、中日本ハイウェイ・パトロール㈱、東日本ハイウェイ・パトロール㈱、道路通信エンジニア㈱、㈱テクナム、道栄㈱の各社は事業再編により関連会社でなくなりました。 また、㈱エフディイー、㈱オーデックス、㈱ハーディアの3社は株式の取得に伴い当連結会計年度より子会社として連結の範囲に、また、㈱高速道路計算センターは、株式の取得に伴い持分法適用の関連会社に各々含めています。 なお、当連結会計年度中に、㈱高速道路計算センターは、㈱NEXCOシステムズに社名を変更しています。</p> <p>(持分法を適用しない理由) 同左</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の20%以上、50%以下を自己の計算に於いて所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称 第一道路サービス㈱、四国ハイウェイサービス㈱、㈱ハイウェル、沖縄道路サービス㈱ (関連会社としなかった理由) 関連会社としなかった4社は、当社の子会社が議決権の20%以上を所有しているものの、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて財務及び営業又は事業の方針の決定に関して重要な影響を与えることができないため、関連会社としておりません。</p>
<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、3月31日であり、連結決算日と同一です。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 40px;"/> <p>たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p> <p>② 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">構築物</td> <td>7年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5年～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいています。</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>① 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。</p>	構築物	7年～50年	機械装置	5年～10年	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっています。</p> <p>たな卸資産</p> <p>① 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。</p> <p>② 商品・原材料・貯蔵品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法)を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">構築物</td> <td>10年～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5年～10年</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却していません。ただし、前連結会計年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。</p>	構築物	10年～50年	機械装置	5年～10年
構築物	7年～50年								
機械装置	5年～10年								
構築物	10年～50年								
機械装置	5年～10年								

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>② 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却して います。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を 勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p> <p>② 賞与引当金 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見 込額の当連結会計年度負担額を計上しています。</p> <p>③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失 に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害 額を推計して計上しています。</p> <p>④ 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、 払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年 度末における退職給付債務及び年金資産の見込額 に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年） による定額法により按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理しています。</p> <p>⑥ ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行 に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント 発行残高に対する将来の使用見込額を計上して います。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められ るもの以外のファイナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっています。</p>	<p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当連結会計年度より、「繰延資産の会計処理に関する 当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11 日 実務対応報告第19号）を適用しています。 これによる損益に与える影響は軽微です。 なお、前連結会計年度において繰延資産に含めており ました道路建設関係社債発行差金54百万円は、当連結会 計年度の道路建設関係社債から控除して表示していま す。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>④ 回数券払戻引当金 同左</p> <p>⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年 度末における退職給付債務及び年金資産の見込額 に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時における従業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～15 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は当連結 会計年度）から費用処理しています。</p> <p>⑥ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出 に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を 計上しています。</p> <p>⑦ ETCマイレージサービス引当金 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 営業収益のうち、高速道路事業に係る道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p> <p>② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>① 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p> <p>② 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しています。</p>	<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6. 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。</p>	<p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。</p>
<p>7. 利益処分項目等の取扱に関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について、連結会計年度中に確定した利益処分に基づき作成しています。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
<p>8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>	<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、125,090百万円です。</p>
	<p>(金融商品に関する会計基準等) 当連結会計年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しています。 これによる経常利益、税金等調整前純利益に与える影響は軽微です。</p>
	<p>(企業結合及び事業分離等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しています。</p>

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「受託業務前受金」は、当連結会計年度において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記しました。</p> <p>なお、前連結会計年度末の「受託業務前受金」は2,360百万円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前連結会計年度まで区分掲記しておりました「工事負担金収入」(当連結会計年度は33百万円)は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p>

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当連結会計年度において7,997百万円(貯蔵品△1,163百万円、仕掛道路資産△2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械装置及び運搬具△5,706百万円、その他1,410百万円、関連事業固定資産 その他973百万円、各事業共用固定資産 △1,187百万円、その他92百万円)調整し、資本剰余金を同額増加させています。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当連結会計年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。</p>

[次へ](#)

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)																										
<p>※1. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債40,000百万円の担保に供しています。</p> <p>※2. 関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <p>投資その他の資産（その他） 195百万円</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="181 875 695 1032"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>11,774,453百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>70,063百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>58,038百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11,902,554百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、(1)と同様に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="181 1442 695 1503"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>17,600百万円</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="181 1608 695 1668"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>13,600百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が31,200百万円減少しています。</p> <p>※4. 当社の発行済株式総数は、普通株式95,000千株です。</p>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,774,453百万円	東日本高速道路(株)	70,063百万円	中日本高速道路(株)	58,038百万円	計	11,902,554百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円	<p>※1. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債144,620百万円（額面145,000百万円）の担保に供しています。</p> <p>※2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。</p> <p>投資その他の資産（その他） 370百万円</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="815 875 1329 1032"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>10,105,377百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td>55,076百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td>49,623百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,210,076百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金35,684百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="815 1442 1329 1503"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>17,600百万円</td> </tr> </table> <p>② 日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="815 1608 1329 1668"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>13,600百万円</td> </tr> </table> <p>③ 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <table border="1" data-bbox="815 1749 1329 1809"> <tr> <td>(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td>35,684百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,105,377百万円	東日本高速道路(株)	55,076百万円	中日本高速道路(株)	49,623百万円	計	10,210,076百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	35,684百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,774,453百万円																										
東日本高速道路(株)	70,063百万円																										
中日本高速道路(株)	58,038百万円																										
計	11,902,554百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,105,377百万円																										
東日本高速道路(株)	55,076百万円																										
中日本高速道路(株)	49,623百万円																										
計	10,210,076百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	35,684百万円																										

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。 給与手当 3,439百万円 賞与引当金繰入額 1,095百万円 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額 485百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 5,747百万円 利用促進費 12,146百万円 ※2. 研究開発費の総額は、502百万円です。	※1. 販売費及び一般管理費の主なものは、次のとおりです。 給与手当 7,610百万円 賞与引当金繰入額 2,158百万円 ハイウェイカード偽造損失補てん引当金繰入額 859百万円 ETCマイレージサービス引当金繰入額 14,057百万円 利用促進費 17,574百万円 ※2. 研究開発費の総額は、846百万円です。 ※3. 固定資産評価調整損 当社成立時の固定資産評価額調整にともない、減価償却累計額の調整を実施したものです。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在) 現金及び預金勘定 133,061百万円 契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先(短期貸付金勘定) 17,999百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 151,061百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在) 現金及び預金勘定 29,729百万円 契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先(短期貸付金勘定) 56,012百万円 マネー・マネージメント・ファン ド(有価証券勘定) 5百万円 <hr/> 計 85,747百万円 預入期間3ヶ月超の定期預金(現 金及び預金勘定) △135百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 85,612百万円 ※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社 の資産及び負債の主な内訳 (1) ㈱オーデックス (平成19年3月31日現在) 流動資産 2,697百万円 固定資産 1,237百万円 流動負債 △1,465百万円 固定負債 △10百万円 負ののれん △913百万円 少数株主持分 △1,466百万円 当社及び新たに連結子会社と なった他の会社が従来から所 有していた株式の取得価額 △24百万円 <hr/> ㈱オーデックス株式の取得価 額 55百万円 ㈱オーデックスの現金及び現 金同等物 △858百万円 <hr/> 差引: 連結の範囲の変更を伴 う子会社株式の取得による収 入 △803百万円 (2) ㈱ハーディア (平成19年3月31日現在) 流動資産 2,060百万円 固定資産 2,024百万円 流動負債 △1,035百万円 固定負債 △584百万円 負ののれん △812百万円 少数株主持分 △1,551百万円 当社及び新たに連結子会社と なった他の会社が従来から所 有していた株式の取得価額 △22百万円 <hr/> ㈱ハーディア株式の取得価額 78百万円 ㈱ハーディアの現金及び現金 同等物 △560百万円 <hr/> 差引: 連結の範囲の変更を伴 う子会社株式の取得による収 入 △481百万円

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
	(3) ㈱エフディイー (平成19年3月31日現在) <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,106百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">4,078百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">△1,000百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">△1,200百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">△1,501百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">△2,437百万円</td> </tr> <tr> <td>当社及び新たに連結子会社となつた他の会社が従来から所有していた株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">△14百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>㈱エフディイー株式の取得価額</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>㈱エフディイーの現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">△451百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入</td> <td style="text-align: right;">△420百万円</td> </tr> </table>	流動資産	2,106百万円	固定資産	4,078百万円	流動負債	△1,000百万円	固定負債	△1,200百万円	負ののれん	△1,501百万円	少数株主持分	△2,437百万円	当社及び新たに連結子会社となつた他の会社が従来から所有していた株式の取得価額	△14百万円	<hr/>		㈱エフディイー株式の取得価額	31百万円	㈱エフディイーの現金及び現金同等物	△451百万円	<hr/>		差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	△420百万円
流動資産	2,106百万円																								
固定資産	4,078百万円																								
流動負債	△1,000百万円																								
固定負債	△1,200百万円																								
負ののれん	△1,501百万円																								
少数株主持分	△2,437百万円																								
当社及び新たに連結子会社となつた他の会社が従来から所有していた株式の取得価額	△14百万円																								
<hr/>																									
㈱エフディイー株式の取得価額	31百万円																								
㈱エフディイーの現金及び現金同等物	△451百万円																								
<hr/>																									
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	△420百万円																								

[次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(借主側) 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物及び構築物	8	1	7	機械装置及び運搬具	191	96	94
その他(工具器具備品)	323	64	259	その他(工具器具備品)	986	396	590
無形固定資産(ソフトウェア)	142	20	122	無形固定資産(ソフトウェア)	61	16	44
合計	474	86	388	合計	1,239	509	730
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。				同左			
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 163百万円				1年以内 274百万円			
1年超 224百万円				1年超 456百万円			
合計 388百万円				合計 730百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。				同左			
③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料 86百万円				支払リース料 342百万円			
減価償却費相当額 86百万円				減価償却費相当額 342百万円			
④ 減価償却費相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。				同左			
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引			
道路資産の未経過リース料				① 道路資産の未経過リース料			
1年以内 477,795百万円				1年以内 490,638百万円			
1年超 23,289,651百万円				1年超 22,784,286百万円			
合計 23,767,446百万円				合計 23,274,924百万円			
(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。				(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。			

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>						
<p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。</p>	<p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。</p> <p>② その他の資産の未経過リース料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">10百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37百万円</td> </tr> </table>	1年以内	10百万円	1年超	27百万円	合計	37百万円
1年以内	10百万円						
1年超	27百万円						
合計	37百万円						

[次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日)

区分	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	22	59	37
	(2) 債券	93	99	6
	(3) その他	145	154	8
	小計	261	314	52
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 債券	196	181	△15
	(2) その他	148	146	△2
	小計	345	327	△18
合計		607	641	34

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	307
合計	307

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成19年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	—	50	46	200
(2) その他	—	50	93	—
合計	—	100	139	200

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けています。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成18年3月31日現在) (百万円)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在) (百万円)
(1) 退職給付債務	△80,913	△97,175
(2) 年金資産	25,811	39,474
(3) 未積立退職給付債務 ((1)+(2))	△55,101	△57,701
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	—	252
(5) 未認識数理計算上の差異	△2,450	△2,156
(6) 未認識過去勤務債務 (注) 1	—	△192
(7) 連結貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)+(6))	△57,551	△59,798
(8) 前払年金費用	—	306
(9) 退職給付引当金 ((7)-(8))	△57,551	△60,104

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
—	(注) 1. 一部の連結子会社において、退職一時金制度の変更が行われたこと等により、過去勤務債務が発生しています。 2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しています。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) (百万円)
(1) 勤務費用 (注) 1, 2	1,317	3,349
(2) 利息費用	793	1,859
(3) 期待運用収益	△57	△1,937
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	—	4
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	—	△273
(6) 過去勤務債務の費用処理額	—	△2
(7) 臨時に支払った割増退職金等 (注) 3	—	23
(8) 退職給付費用 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7))	2,054	3,022

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。	(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しています。 2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1) 勤務費用」に計上していません。 3. 転籍者に対して支払った割増退職金です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(1) 割引率	2.00%	1.50～2.50%
(2) 期待運用収益率	0.50%	1.00～6.00%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準（一部の連結子会社はポイント基準）
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—————	15年 （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっています。）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	15年 （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。）	主として15年 （発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしています。）
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—————	1～15年

（ストック・オプション等関係）

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 366百万円	貸倒引当金 281百万円
賞与引当金 741百万円	賞与引当金 961百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 290百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 244百万円
未払事業税 1,032百万円	退職給付引当金 23,993百万円
退職給付引当金 23,293百万円	E T Cマイレージサービス引当金 3,466百万円
E T Cマイレージサービス引当金 2,326百万円	その他 948百万円
その他 293百万円	繰延税金資産小計 29,895百万円
繰延税金資産小計 28,344百万円	評価性引当額 △27,425百万円
評価性引当額 △27,544百万円	繰延税金資産合計 2,470百万円
繰延税金資産合計 800百万円	
	繰延税金負債
	還付事業税等 △151百万円
	前払年金費用 △61百万円
	その他 △22百万円
	繰延税金負債合計 △235百万円
	繰延税金資産(負債)の純額 2,234百万円
	(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。
	流動資産－繰延税金資産 1,560百万円
	固定資産－繰延税金資産 746百万円
	流動負債－繰延税金負債 △6百万円
	固定負債－繰延税金負債 △65百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.5%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しています。
(調整)	
評価性引当額 12.6%	
その他 △0.1%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率 53.0%	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	休憩所等 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	355,078	141,720	2,351	183	499,334	—	499,334
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	355,078	141,720	2,351	183	499,334	—	499,334
営業費用	336,775	141,685	984	119	479,564	—	479,564
営業利益	18,302	34	1,367	64	19,769	—	19,769
II 資産、減価償却費及び資本的 支出							
資産	270,643	12,105	72,784	1,820	357,353	167,562	524,916
減価償却費	4,668	1	225	30	4,925	659	5,585
資本的支出	13,177	—	101	—	13,279	3,800	17,079

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	高速道路 事業 (百万円)	受託事業 (百万円)	S A・P A事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	699,363	62,649	23,813	2,053	787,880	—	787,880
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	19	—	—	0	20	(20)	—
計	699,383	62,649	23,813	2,053	787,900	(20)	787,880
営業費用	686,801	62,648	17,424	2,017	768,891	(20)	768,871
営業利益	12,582	0	6,389	36	19,008	(0)	19,008
II 資産、減価償却費及び資本的 支出							
資産	389,894	22,960	88,135	3,657	504,648	108,804	613,453
減価償却費	11,270	9	1,501	73	12,854	1,745	14,600
資本的支出	16,353	53	12,673	349	29,429	7,355	36,784

(注) 1. 事業内容の種類、性質等の類似性、損益集計区分及び関連資産等に照らして事業区分を行っています。

2. 各事業区分の主な事業内容

事業区分	主要内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等
受託事業	国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A・P A事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等
その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業、出版事業等

3. 「消去又は全社」に含めた全社資産の金額及び主な内容は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	—	—	該当事項はありません。
消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額	167,614	108,889	当社での余資運用資金（現金及び預金等）及び管理部門に係る資産等

4. 前連結会計年度において「休憩所等事業」と称しておりましたS A・P Aにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、当連結会計年度から「S A・P A事業」に名称を変更いたしました。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	転籍 2名	道路の新設等の受託等	受託事業収入等	134,698	未収入金	215
								受託業務前受金の受入	21,182	受託業務前受金	769
										未収入金	9,158

(注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。

2. 取引金額には、受託業務前受金の受入を除き、消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	217,137	高速道路事業営業未払金	41,424
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	31,348	高速道路事業営業未収入金	1,713
								債務の引渡及び債務保証(注2)	17,600	-	-
								債務の引渡及び債務保証(注3)	13,600	-	-
							借入金連帯債務	債務保証(注4)	11,774,453	-	-
当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-								
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金連帯債務	債務保証(注4)	70,063	-	-
							借入金連帯債務	当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	19,689	高速道路事業営業未払金	5,985
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金連帯債務	債務保証(注4)	58,038	-	-
								当社借入に対する被債務保証(注5)	51,522	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算金の受入等	15,866	未収入金	329
								民営化に伴うETC前受金の精算	-	高速道路事業営業未収入金	8,554

- (注) 1. 日本道路公団等民営化関係法施行法第24条の規定により、国土交通大臣が策定した暫定協定に基づき支払を行っています。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた金額については、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が政府から借入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
5. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、当社が日本道路公団から承継した借入金(政府からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)と連帯して債務を負っています。なお、保証料は支払っていません。
6. 取引金額及び期末残高には、債務保証を除き、消費税が含まれています。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	国土交通大臣	東京都千代田区	-	国土交通行政	(被所有)直接 99.9%	転籍 2名	道路の新設等の受託等	受託業務前受金の受入	65,256	未収入金	13,831
										受託業務前受金	5,353

- (注) 1. 上記取引の取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しています。
 2. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれています。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	東京都港区	4,463,874	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	491,795	高速道路事業営業未払金	53,046
							道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	33,647	高速道路事業営業未収入金	1,284
								債務の引渡及び債務保証(注1)	35,684	-	-
								借入金 の連帯債務	債務保証(注2) (注3)	10,136,577	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路(株)	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金 の連帯債務	債務保証(注3)	55,076	-	-
							料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	40,497	高速道路事業営業未払金	6,665
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路(株)	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	-	借入金 の連帯債務	債務保証(注3)	49,623	-	-
							民営化に伴うETC前受金の精算	ETC前受金の精算金の受入	8,554	-	-

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。また、引き渡した額のうち、日本道路公団が国から借入れをした金額については、連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
4. 取引金額には料金収入の支払による清算等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

(企業結合等関係)

前連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当社並びに当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	S A・P Aに関する営業用資産の保有に関する事業、店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業
企業結合を行った主な理由	S A・P A事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社及び当社子会社の西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路株式会社 西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金8,596百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 4,066百万円

固定資産 13,743百万円

合計 17,809百万円

(イ) 負債の額

固定負債 9,213百万円

2. 当社の連結子会社である西日本高速道路サービス関西株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金収受事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス関西株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金69百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 2百万円

固定資産 67百万円

合計 69百万円

- ⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 12,104百万円

営業損失 1,092百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業各社の売上高合計並びに営業損益合計の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

3. 当社の連結子会社である西日本高速道路サービス中国株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金収受事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス中国株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金20百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 5百万円

固定資産 14百万円

合計 20百万円

- ⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 5,430百万円

営業損失 25百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業各社の売上高合計並びに営業損益合計の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

4. 当社の連結子会社である西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	四国ハイウェイサービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス四国株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金11百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

固定資産 11百万円

合計 11百万円

⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 2,465百万円

営業損失 344百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業の売上高並びに営業損益の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

5. 当社の連結子会社である西日本高速道路サービス九州株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス九州株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金16百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産	14百万円
固定資産	9百万円
合計	24百万円

(イ) 負債の額

流動負債	8百万円
------	------

⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高	8,796百万円
営業損失	165百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業各社の売上高合計並びに営業損益合計の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

6. 当社の連結子会社である西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	沖縄道路サービス株式会社
取得した事業の内容	高速道路の料金収受事業、交通管理事業及び保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金16百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産	13百万円
固定資産	3百万円
合計	16百万円

⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高	1,718百万円
営業損失	26百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業の売上高並びに営業損益の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

7. 当社の連結子会社である西日本高速道路パトロール関西株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社ウエストパトロール
取得した事業の内容	高速道路の交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路パトロール関西株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路パトロール関西株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金 一百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 428百万円

固定資産 441百万円

合計 870百万円

(イ) 負債の額

流動負債 31百万円

固定負債 838百万円

合計 870百万円

⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 3,777百万円

営業損失 14百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業の売上高並びに営業損益の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

8. 当社の連結子会社である西日本高速道路パトロール九州株式会社による事業譲受

① 企業結合の概要

相手企業の名称	九州ハイウェイ・パトロール株式会社
取得した事業の内容	高速道路の交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路パトロール九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路パトロール九州株式会社

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成19年2月1日から平成19年3月31日まで

③ 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金24百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

流動資産 7百万円

固定資産 16百万円

合計 24百万円

⑤ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 1,450百万円

営業損失 188百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、譲り受けた事業が相手企業の事業の大半を占めるうえ、事業譲受時期が平成19年2月1日であることから、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の相手企業の売上高並びに営業損益の額によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

9. 株式取得による株式会社オーデックスの子会社化

① 企業結合の概要

相手企業の名称	株式会社オーデックス
取得した事業の内容	高速道路の点検・管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月26日
企業結合の法的形式	他社株式の購入
結合後企業の名称	株式会社オーデックス なお、株式会社オーデックスは平成19年4月1日付で西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社に社名変更しております。

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

期末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

③ 被取得企業の取得原価

55百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2,706百万円

固定資産 1,237百万円

合計 3,944百万円

(イ) 負債の額

流動負債 1,469百万円

固定負債 10百万円

合計 1,479百万円

⑤ 発生した負ののれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(ア) 負ののれんの金額

915百万円

(イ) 発生原因

企業結合時の持分に見合う時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識しています。

(ウ) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

- ⑥ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 5,181百万円

営業利益 50百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の被取得企業の売上高並びに営業損益によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

10. 株式取得による株式会社エフディイーの子会社化

① 企業結合の概要

被取得企業の名称	株式会社エフディイー
取得した事業の内容	高速道路の点検・管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月26日
企業結合の法的形式	他社株式の購入
結合後企業の名称	株式会社エフディイー なお、株式会社エフディイーは平成19年4月1日付で西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社に社名変更しております。

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

期末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

③ 被取得企業の取得原価

31百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2,106百万円

固定資産 4,078百万円

合計 6,185百万円

(イ) 負債の額

流動負債 1,000百万円

固定負債 1,200百万円

合計 2,200百万円

⑤ 発生した負ののれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(ア) 負ののれん金額

1,501百万円

(イ) 発生原因

企業結合時の持分に見合う時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識していません。

(ウ) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

- ⑥ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 4,965百万円

営業利益 74百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の被取得企業の売上高並びに営業損益によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

11. 株式取得による株式会社ハーディアの子会社化

① 企業結合の概要

被取得企業の名称	株式会社ハーディア
取得した事業の内容	高速道路の点検・管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月26日
企業結合の法的形式	他社株式の購入
結合後企業の名称	株式会社ハーディア なお、株式会社ハーディアは平成19年4月1日付で西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社に社名変更しております。

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

期末日をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

③ 被取得企業の取得原価

78百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2,067百万円

固定資産 2,024百万円

合計 4,092百万円

(イ) 負債の額

流動負債 1,038百万円

固定負債 584百万円

合計 1,622百万円

⑤ 発生した負ののれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(ア) 負ののれん金額

814百万円

(イ) 発生原因

企業結合時の持分に見合う時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識していません。

(ウ) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

- ⑥ 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高及び損益情報

売上高 5,862百万円

営業利益 243百万円

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

上記「売上高及び損益情報」は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度の被取得企業の売上高並びに営業損益によっております。

なお、当該注記は、新日本監査法人の監査証明を受けておりません。

12. 株式取得による四国道路エンジニアリング株式会社の子会社化

① 企業結合の概要

被取得企業の名称	四国道路エンジニアリング株式会社
取得した事業の内容	高速道路の点検・管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月26日
企業結合の法的形式	他社株式の購入
結合後企業の名称	四国道路エンジニアリング株式会社 なお、四国道路エンジニアリング株式会社は平成19年4月1日付で西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社に社名変更しております。

② 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

③ 被取得企業の取得原価

88百万円

④ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 2,744百万円

固定資産 716百万円

合計 3,461百万円

(イ) 負債の額

流動負債 798百万円

固定負債 67百万円

合計 866百万円

⑤ 発生した負ののれんの金額、発生要因、償却方法及び償却期間

(ア) 負ののれん金額

918百万円

(イ) 発生原因

企業結合時の持分に見合う時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれんとして認識していません。

(ウ) 償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,106.23円	1株当たり純資産額	1,316.74円
1株当たり当期純利益金額	102.44円	1株当たり当期純利益金額	126.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎

1 株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
連結財務諸表の純資産の部の合計額 (百万円)	—	132,095
普通株主に係る純資産額 (百万円)	—	125,090
差額の主な内訳 (百万円) 少数株主持分	—	7,005
普通株式の発行済株式数 (千株)	—	95,000
普通株式の自己株式数 (千株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数 (千株)	—	95,000

1 株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益 (百万円)	9,732	12,000
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	9,732	12,000
普通株式の期中平均株式数 (千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																	
<p>(事業の譲受け)</p> <p>当社並びに当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)は、平成18年4月1日に、財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業、店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業等を譲受けました。</p> <p>1. 譲り受けた相手方の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">商号</th> <th style="width: 35%;">(財)道路サービス機構</th> <th style="width: 50%;">(財)ハイウェイ交流センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社所在地</td> <td>東京都文京区</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>昭和40年5月27日</td> <td>平成10年7月1日</td> </tr> <tr> <td>代表者 (理事長)</td> <td>久保 博資</td> <td>山下 宣博</td> </tr> <tr> <td>基本財産</td> <td>15億円</td> <td>15億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 譲り受けた事業内容</p> <p>SA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業店舗運営、テナント管理等の運営・管理事業等</p> <p>3. 譲り受けた資産・負債の額</p> <p>資産価額 17,809百万円</p> <p>(主な内容:銀行預金3,663百万円、SA・PAに関する営業用建物7,953百万円、同建物附属設備2,686百万円、共同施設負担金1,460百万円)</p> <p>負債価額 9,213百万円</p> <p>(主な内容:長期借入金2,141百万円、建設協力預り金及び預り保証金5,031百万円、退職給付引当金1,812百万円)</p> <p>4. その他</p> <p>西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)は、平成18年4月1日の財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センターからの事業譲受に伴い、両財団から転籍社員211名を受け入れ、事業に着手しました。</p>	商号	(財)道路サービス機構	(財)ハイウェイ交流センター	本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区	設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日	代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博	基本財産	15億円	15億円	<p>(企業結合)</p> <p>西日本高速道路メンテナンス九州株式会社は既存のケイケイエム株式会社及び株式会社クローバーテクノから高速道路の保全事業を譲り受けて平成19年4月1日に事業を開始しました。</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 50%;">相手企業の名称</td> <td>ケイケイエム株式会社及び株式会社クローバーテクノ</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>高速道路の保全事業</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>事業効率の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成19年4月1日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>西日本高速道路メンテナンス九州株式会社</td> </tr> </tbody> </table> <p>②取得した事業の取得原価及びその内訳</p> <p>現金 263百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>資産の額</p> <table style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">31百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">231百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">263百万円</td> </tr> </tbody> </table>	相手企業の名称	ケイケイエム株式会社及び株式会社クローバーテクノ	取得した事業の内容	高速道路の保全事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成19年4月1日	企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受	結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	流動資産	31百万円	固定資産	231百万円	計	263百万円
商号	(財)道路サービス機構	(財)ハイウェイ交流センター																																
本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区																																
設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日																																
代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博																																
基本財産	15億円	15億円																																
相手企業の名称	ケイケイエム株式会社及び株式会社クローバーテクノ																																	
取得した事業の内容	高速道路の保全事業																																	
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																																	
企業結合日	平成19年4月1日																																	
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受																																	
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社																																	
流動資産	31百万円																																	
固定資産	231百万円																																	
計	263百万円																																	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>																														
<p>(重要な子会社等の設立と企業結合) 高速道路の維持管理業務については、会社全体の安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、グループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築し、安全で快適な道路空間を提供していくとともに、グループ全体のモチベーションの高揚によるお客様満足度の向上や、社会貢献事業による地域社会・お客様への還元を通して、お客様サービスの向上を図るため、平成18年9月19日の取締役会決議を受けて、次のとおり、当社と目的及び将来展望を共有する子会社を設立するとともに、既存の維持管理業務実施会社から事業を譲り受けています。</p> <p>1. 西日本高速道路サービス関西株式会社</p> <p>(1) 子会社の設立</p>	<p>(子会社の株主割当による増資の引き受けと企業結合) 当社は、平成19年3月23日開催の取締役会において、100%子会社である西日本高速道路メンテナンス中国株式会社に対する株主割当増資612百万円を引き受けることを決議し、平成19年5月31日付けで実行いたしました。</p> <p>また、西日本高速道路メンテナンス中国株式会社は既存の株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社から高速道路の保全事業を譲り受けて平成19年6月1日に事業を開始しました。</p> <p>1. 増資の引受け</p>																														
<table border="1"> <tr><td>商号</td><td>西日本高速道路サービス関西株式会社</td></tr> <tr><td>事業内容</td><td>高速道路の料金收受事業</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>平成18年10月2日</td></tr> <tr><td>所在地</td><td>大阪市北区</td></tr> <tr><td>代表者</td><td>代表取締役社長 染谷 武</td></tr> <tr><td>資本金</td><td>70百万円</td></tr> <tr><td>発行済株式数</td><td>110,000株</td></tr> <tr><td>発行価額</td><td>110百万円</td></tr> <tr><td>株主構成</td><td>当社100%</td></tr> </table>	商号	西日本高速道路サービス関西株式会社	事業内容	高速道路の料金收受事業	設立年月日	平成18年10月2日	所在地	大阪市北区	代表者	代表取締役社長 染谷 武	資本金	70百万円	発行済株式数	110,000株	発行価額	110百万円	株主構成	当社100%	<p>①増資引受の目的 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社が既存の株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社からの事業譲受けにあたり、財務体質を強化し健全な事業展開を図るため</p> <p>②増資引受の概要</p> <table border="1"> <tr><td>発行する新株式数</td><td>普通株式 612,000株</td></tr> <tr><td>新株の発行方法</td><td>株主割当</td></tr> <tr><td>新株の発行価額</td><td>1株につき 金1,000円</td></tr> <tr><td>発行価額中資本に組み入れられない額</td><td>302百万円</td></tr> <tr><td>払込期日</td><td>平成19年5月31日</td></tr> <tr><td>増資引受後の資本金額</td><td>350百万円</td></tr> </table>	発行する新株式数	普通株式 612,000株	新株の発行方法	株主割当	新株の発行価額	1株につき 金1,000円	発行価額中資本に組み入れられない額	302百万円	払込期日	平成19年5月31日	増資引受後の資本金額	350百万円
商号	西日本高速道路サービス関西株式会社																														
事業内容	高速道路の料金收受事業																														
設立年月日	平成18年10月2日																														
所在地	大阪市北区																														
代表者	代表取締役社長 染谷 武																														
資本金	70百万円																														
発行済株式数	110,000株																														
発行価額	110百万円																														
株主構成	当社100%																														
発行する新株式数	普通株式 612,000株																														
新株の発行方法	株主割当																														
新株の発行価額	1株につき 金1,000円																														
発行価額中資本に組み入れられない額	302百万円																														
払込期日	平成19年5月31日																														
増資引受後の資本金額	350百万円																														
<p>(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社と株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社は、株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社の高速道路の料金收受事業を西日本高速道路サービス関西株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。</p> <p>① 企業結合の概要</p>	<p>2. 企業結合</p> <p>①企業結合の概要</p> <table border="1"> <tr><td>相手企業の名称</td><td>株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社</td></tr> <tr><td>取得した事業の内容</td><td>高速道路の保全事業</td></tr> <tr><td>企業結合を行った主な理由</td><td>事業効率の向上を図るため</td></tr> <tr><td>企業結合日</td><td>平成19年6月1日</td></tr> <tr><td>企業結合の法的形式</td><td>当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受</td></tr> <tr><td>結合後企業の名称</td><td>西日本高速道路メンテナンス中国株式会社</td></tr> </table>	相手企業の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社	取得した事業の内容	高速道路の保全事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成19年6月1日	企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受	結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社																		
相手企業の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社																														
取得した事業の内容	高速道路の保全事業																														
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																														
企業結合日	平成19年6月1日																														
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受																														
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社																														
<table border="1"> <tr><td>相手企業等の名称</td><td>株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社</td></tr> <tr><td>取得した事業の内容</td><td>高速道路の料金收受事業</td></tr> <tr><td>企業結合を行った主な理由</td><td>事業効率の向上を図るため</td></tr> <tr><td>企業結合日</td><td>平成19年2月1日</td></tr> <tr><td>企業結合の法的形式</td><td>当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社による事業譲受</td></tr> <tr><td>結合後企業の名称</td><td>西日本高速道路サービス関西株式会社</td></tr> </table>	相手企業等の名称	株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社	取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成19年2月1日	企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社による事業譲受	結合後企業の名称	西日本高速道路サービス関西株式会社	<p>②取得した事業の取得原価及びその内訳 現金 648百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>資産の額</p> <table border="1"> <tr><td>流動資産</td><td>104百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>544百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>648百万円</td></tr> </table>	流動資産	104百万円	固定資産	544百万円	計	648百万円												
相手企業等の名称	株式会社ハイウェル、株式会社ウエイシステム関西及び近畿ハイウェイサービス株式会社																														
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業																														
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																														
企業結合日	平成19年2月1日																														
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス関西株式会社による事業譲受																														
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス関西株式会社																														
流動資産	104百万円																														
固定資産	544百万円																														
計	648百万円																														
<p>② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金80百万円</p> <p>③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>(ア) 資産の額</p> <table border="1"> <tr><td>流動資産</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>80百万円</td></tr> </table> <p>(イ) 負債の額 該当事項なし。</p>	流動資産	4百万円	固定資産	76百万円	合計	80百万円	<p>②取得した事業の取得原価及びその内訳 現金 648百万円</p> <p>③企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>資産の額</p> <table border="1"> <tr><td>流動資産</td><td>104百万円</td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>544百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>648百万円</td></tr> </table>	流動資産	104百万円	固定資産	544百万円	計	648百万円																		
流動資産	4百万円																														
固定資産	76百万円																														
合計	80百万円																														
流動資産	104百万円																														
固定資産	544百万円																														
計	648百万円																														

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
2. 西日本高速道路サービス中国株式会社 (1) 子会社の設立		(多額な社債の発行) 当社は、平成19年3月23日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券923億円以内）に基づき、平成19年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。		
商号	西日本高速道路サービス中国株式会社	区分	政府保証第8回西日本高速道路債券	政府保証第9回西日本高速道路債券
事業内容	高速道路の料金收受事業	発行総額	金200億円	金100億円
設立年月日	平成18年10月2日	利率	年1.7パーセント	年1.9パーセント
所在地	広島市中区	償還方法	満期一括	満期一括
代表者	代表取締役社長 亀田 良則	発行価額	額面100円につき 金99円60銭	額面100円につき 金99円95銭
資本金	50百万円	払込期日	平成19年5月21日	平成19年6月27日
発行済株式数	60,000株	償還期日	平成29年5月19日	平成29年6月27日
発行価額	60百万円	担保	一般担保	一般担保
株主構成	当社100%	用途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス中国株式会社と株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社は、株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社の高速道路の料金收受事業を西日本高速道路サービス中国株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。		その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
① 企業結合の概要				
相手企業等の名称	株式会社大同ハーテックス、中国道路サービス株式会社及び西中国道路サービス株式会社			
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業			
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため			
企業結合日	平成19年2月1日			
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス中国株式会社による事業譲受			
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス中国株式会社			
② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金22百万円				
③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳				
(ア) 資産の額				
流動資産	5百万円			
固定資産	17百万円			
合計	22百万円			
(イ) 負債の額				
該当事項なし。				

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
<p>3. 西日本高速道路サービス四国株式会社</p> <p>(1) 子会社の設立</p> <table border="1"> <tr> <td>商号</td> <td>西日本高速道路サービス四国株式会社</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>高速道路の料金收受事業及び交通管理事業</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成18年10月2日</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>香川県高松市</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>代表取締役社長 荻野 義夫</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>50,000株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>株主構成</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <p>(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社と四国ハイウェイサービス株式会社は、四国ハイウェイサービス株式会社の高速道路の料金收受事業及び交通管理事業を西日本高速道路サービス四国株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。</p> <p>① 企業結合の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>相手企業等の名称</td> <td>四国ハイウェイサービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>高速道路の料金收受事業及び交通管理事業</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>事業効率の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成19年2月1日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>西日本高速道路サービス四国株式会社</td> </tr> </table> <p>② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金27百万円</p> <p>③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>(ア) 資産の額</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>24百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27百万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 負債の額 該当事項なし。</p>		商号	西日本高速道路サービス四国株式会社	事業内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業	設立年月日	平成18年10月2日	所在地	香川県高松市	代表者	代表取締役社長 荻野 義夫	資本金	40百万円	発行済株式数	50,000株	発行価額	50百万円	株主構成	当社100%	相手企業等の名称	四国ハイウェイサービス株式会社	取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成19年2月1日	企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受	結合後企業の名称	西日本高速道路サービス四国株式会社	流動資産	2百万円	固定資産	24百万円	合計	27百万円
商号	西日本高速道路サービス四国株式会社																																				
事業内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業																																				
設立年月日	平成18年10月2日																																				
所在地	香川県高松市																																				
代表者	代表取締役社長 荻野 義夫																																				
資本金	40百万円																																				
発行済株式数	50,000株																																				
発行価額	50百万円																																				
株主構成	当社100%																																				
相手企業等の名称	四国ハイウェイサービス株式会社																																				
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業																																				
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																																				
企業結合日	平成19年2月1日																																				
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路サービス四国株式会社による事業譲受																																				
結合後企業の名称	西日本高速道路サービス四国株式会社																																				
流動資産	2百万円																																				
固定資産	24百万円																																				
合計	27百万円																																				

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4. 西日本高速道路サービス九州株式会社 (1) 子会社の設立</p>	
<p>商号</p>	<p>西日本高速道路サービス九州株式会社</p>
<p>事業内容</p>	<p>高速道路の料金收受事業</p>
<p>設立年月日</p>	<p>平成18年10月2日</p>
<p>所在地</p>	<p>福岡県太宰府市</p>
<p>代表者</p>	<p>代表取締役社長 町田 光幸</p>
<p>資本金</p>	<p>50百万円</p>
<p>発行済株式数</p>	<p>60,000株</p>
<p>発行価額</p>	<p>60百万円</p>
<p>株主構成</p>	<p>当社100%</p>
<p>(2) 当社子会社の西日本高速道路サービス九州株式会社と第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社は、第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社の高速道路の料金收受事業を西日本高速道路サービス九州株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。</p>	
<p>① 企業結合の概要</p>	
<p>相手企業等の名称</p>	<p>第一道路サービス株式会社、中九州道路サービス株式会社、株式会社西日本ハイウエー・サービス及び南九州道路サービス株式会社</p>
<p>取得した事業の内容</p>	<p>高速道路の料金收受事業</p>
<p>企業結合を行った主な理由</p>	<p>事業効率の向上を図るため</p>
<p>企業結合日</p>	<p>平成19年2月1日</p>
<p>企業結合の法的形式</p>	<p>当社子会社の西日本高速道路サービス九州株式会社による事業譲受</p>
<p>結合後企業の名称</p>	<p>西日本高速道路サービス九州株式会社</p>
<p>② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金18百万円</p>	
<p>③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p>	
<p>(ア) 資産の額</p>	
<p>流動資産</p>	<p>9百万円</p>
<p>固定資産</p>	<p>13百万円</p>
<p>合計</p>	<p>22百万円</p>
<p>(イ) 負債の額</p>	
<p>流動負債</p>	<p>3百万円</p>

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																				
<p>5. 西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社</p> <p>(1) 子会社の設立</p> <table border="1"> <tr> <td>商号</td> <td>西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成18年10月2日</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>沖縄県浦添市</td> </tr> <tr> <td>代表者</td> <td>代表取締役社長 村田 一廣</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>発行済株式数</td> <td>70,000株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>70百万円</td> </tr> <tr> <td>株主構成</td> <td>当社100%</td> </tr> </table> <p>(2) 当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社と沖縄道路サービス株式会社は、沖縄道路サービス株式会社の高速度の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業を西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。</p> <p>① 企業結合の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>相手企業等の名称</td> <td>沖縄道路サービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>取得した事業の内容</td> <td>高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業</td> </tr> <tr> <td>企業結合を行った主な理由</td> <td>事業効率の向上を図るため</td> </tr> <tr> <td>企業結合日</td> <td>平成19年2月1日</td> </tr> <tr> <td>企業結合の法的形式</td> <td>当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社による事業譲受</td> </tr> <tr> <td>結合後企業の名称</td> <td>西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社</td> </tr> </table> <p>② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金17百万円</p> <p>③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>(ア) 資産の額</p> <table> <tr> <td>流動資産</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 負債の額 該当事項なし。</p>		商号	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	事業内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業	設立年月日	平成18年10月2日	所在地	沖縄県浦添市	代表者	代表取締役社長 村田 一廣	資本金	60百万円	発行済株式数	70,000株	発行価額	70百万円	株主構成	当社100%	相手企業等の名称	沖縄道路サービス株式会社	取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業	企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため	企業結合日	平成19年2月1日	企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社による事業譲受	結合後企業の名称	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	流動資産	13百万円	固定資産	4百万円	合計	17百万円
商号	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社																																				
事業内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業																																				
設立年月日	平成18年10月2日																																				
所在地	沖縄県浦添市																																				
代表者	代表取締役社長 村田 一廣																																				
資本金	60百万円																																				
発行済株式数	70,000株																																				
発行価額	70百万円																																				
株主構成	当社100%																																				
相手企業等の名称	沖縄道路サービス株式会社																																				
取得した事業の内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業																																				
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため																																				
企業結合日	平成19年2月1日																																				
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社による事業譲受																																				
結合後企業の名称	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社																																				
流動資産	13百万円																																				
固定資産	4百万円																																				
合計	17百万円																																				

[次へ](#)

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>6. 西日本高速道路パトロール関西株式会社 (1) 子会社の設立</p>	
<p>商号</p>	<p>西日本高速道路パトロール関西株式会社</p>
<p>事業内容</p>	<p>高速道路の交通管理事業</p>
<p>設立年月日</p>	<p>平成18年10月2日</p>
<p>所在地</p>	<p>大阪市淀川区</p>
<p>代表者</p>	<p>代表取締役社長 野田 圭一</p>
<p>資本金</p>	<p>20百万円</p>
<p>発行済株式数</p>	<p>20,000株</p>
<p>発行価額</p>	<p>20百万円</p>
<p>株主構成</p>	<p>当社100%</p>
<p>(2) 当社子会社の西日本高速道路パトロール関西株式会社と株式会社ウエストパトロールは、株式会社ウエストパトロールの高速道路の交通管理事業を西日本高速道路パトロール関西株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。</p>	
<p>① 企業結合の概要</p>	
<p>相手企業等の名称</p>	<p>株式会社ウエストパトロール</p>
<p>取得した事業の内容</p>	<p>高速道路の交通管理事業</p>
<p>企業結合を行った主な理由</p>	<p>事業効率の向上を図るため</p>
<p>企業結合日</p>	<p>平成19年2月1日</p>
<p>企業結合の法的形式</p>	<p>当社子会社の西日本高速道路パトロール関西株式会社による事業譲受</p>
<p>結合後企業の名称</p>	<p>西日本高速道路パトロール関西株式会社</p>
<p>② 取得した事業の取得原価及びその内訳 一百万円</p>	
<p>③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p>	
<p>(ア) 資産の額</p>	
<p>流動資産</p>	<p>464百万円</p>
<p>固定資産</p>	<p>424百万円</p>
<p>合計</p>	<p>888百万円</p>
<p>(イ) 負債の額</p>	
<p>流動負債</p>	<p>60百万円</p>
<p>固定負債</p>	<p>827百万円</p>
<p>合計</p>	<p>888百万円</p>

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7. 西日本高速道路パトロール九州株式会社	
(1) 子会社の設立	
商号	西日本高速道路パトロール九州株式会社
事業内容	高速道路の交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡市博多区
代表者	代表取締役社長 合志 徹夫
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%
(2) 当社子会社の西日本高速道路パトロール九州株式会社と九州ハイウェイ・パトロール株式会社は、九州ハイウェイ・パトロール株式会社の高速道路の交通管理事業を西日本高速道路パトロール九州株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。	
① 企業結合の概要	
相手企業等の名称	九州ハイウェイ・パトロール株式会社
取得した事業の内容	高速道路の交通管理事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年2月1日
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路パトロール九州株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路パトロール九州株式会社
② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金25百万円	
③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳	
(ア) 資産の額	
流動資産	6百万円
固定資産	18百万円
合計	25百万円
(イ) 負債の額	
該当事項なし。	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>8. 西日本高速道路メンテナンス九州株式会社 (1) 子会社の設立</p>	
<p>商号</p>	<p>西日本高速道路メンテナンス九州株式会社</p>
<p>事業内容</p>	<p>高速道路の保全事業</p>
<p>設立年月日</p>	<p>平成18年10月2日</p>
<p>所在地</p>	<p>福岡市博多区</p>
<p>代表者</p>	<p>代表取締役社長 重永 正敏</p>
<p>資本金</p>	<p>160百万円</p>
<p>発行済株式数</p>	<p>301,000株</p>
<p>発行価額</p>	<p>301百万円</p>
<p>株主構成</p>	<p>当社100%</p>
<p>(2) 当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社と株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社は、株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社の高速道路の保全事業を西日本高速道路メンテナンス九州株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結いたしました。</p>	
<p>① 企業結合の概要</p>	
<p>相手企業等の名称</p>	<p>株式会社クローバーテクノ、ケイケイエム株式会社</p>
<p>取得した事業の内容</p>	<p>高速道路の保全事業</p>
<p>企業結合を行った主な理由</p>	<p>事業効率の向上を図るため</p>
<p>企業結合日</p>	<p>平成19年4月予定</p>
<p>企業結合の法的形式</p>	<p>当社子会社の西日本高速道路メンテナンス九州株式会社による事業譲受</p>
<p>結合後企業の名称</p>	<p>西日本高速道路メンテナンス九州株式会社</p>
<p>② 取得した事業の取得原価及びその内訳 現金263百万円</p>	
<p>③ 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p>	
<p>(ア) 資産の額</p>	
<p>流動資産</p>	<p>31百万円</p>
<p>固定資産</p>	<p>231百万円</p>
<p>合計</p>	<p>263百万円</p>
<p>(イ) 負債の額</p>	
<p>該当事項なし。</p>	

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9. 西日本高速道路メンテナンス中国株式会社 (1) 子会社の設立	
商号	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成18年12月1日
所在地	広島市東区
代表者	代表取締役社長 坂上 隆二
資本金	40百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%
(2) 当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社と株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンスは、株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンスの高速道路の保全事業を西日本高速道路メンテナンス中国株式会社に譲渡する事業譲渡契約書を締結する予定です。	
企業結合の概要	
相手企業等の名称	株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス
取得した事業の内容	高速道路の保全事業
企業結合を行った主な理由	事業効率の向上を図るため
企業結合日	平成19年6月予定
企業結合の法的形式	当社子会社の西日本高速道路メンテナンス中国株式会社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社
10. 西日本高速道路メンテナンス関西株式会社 子会社の設立予定	
商号	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社
事業内容	高速道路の保全事業
設立年月日	平成19年3月予定
所在地	大阪府茨木市
代表者	代表取締役社長 牧浦 信一
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
(多額な社債の発行) 当社は、平成18年3月22日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券1,134億円以内)に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行し又は発行を予定しております。					
区分	政府保証第2回西日本高速道路債券	政府保証第3回西日本高速道路債券			
発行総額	金100億円	金150億円			
利率	年1.8パーセント	年1.8パーセント			
償還方法	満期一括	満期一括			
発行価額	額面100円につき 金99円95銭	額面100円につき 金99円40銭			
払込期日	平成18年10月25日	平成18年11月28日			
償還期日	平成28年10月25日	平成28年11月28日			
担保	一般担保	一般担保			
使途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金			
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受			
区分	政府保証第4回西日本高速道路債券	政府保証第5回西日本高速道路債券			
発行総額	金150億円	金250億円			
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント			
償還方法	満期一括	満期一括			
発行価額	額面100円につき金 99円65銭	額面100円につき金 99円50銭			
払込期日	平成18年12月19日	平成19年1月25日			
償還期日	平成28年12月19日	平成29年1月25日			
担保	一般担保	一般担保			
使途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金			
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受			

前連結会計年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	政府保証第6回西日本高速道路債券		
発行総額	金100億円		
利率	年1.8パーセント		
償還方法	満期一括		
発行価額	額面100円につき金99円85銭		
払込期日	平成19年2月27日		
償還期日	平成29年2月27日		
担保	一般担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		
(多額な資金の借入)			
当社は、平成18年11月20日開催の取締役会の決議(借入569億円以内)に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行し、又は実行を予定していません。			
区分	金融機関からの借入		
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関		
借入金額	金200億円		
返済方法	満期一括		
借入実行日	平成18年12月8日		
返済期限	平成21年11月30日		
担保	無担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		
区分	金融機関からの借入		
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他17金融機関		
借入金額	金100億円		
返済方法	満期一括		
借入実行日	平成19年2月9日		
返済期限	平成21年11月30日		
担保	無担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	政府保証第1回西日本高速道路 債券	平成 17.11.25	39,946	39,952	1.6	有	平成 27.11.25
当社	政府保証第2回西日本高速道路 債券	平成 18.10.25	—	9,995	1.8	有	平成 28.10.25
当社	政府保証第3回西日本高速道路 債券	平成 18.11.28	—	14,913	1.8	有	平成 28.11.28
当社	政府保証第4回西日本高速道路 債券	平成 18.12.19	—	14,949	1.7	有	平成 28.12.19
当社	政府保証第5回西日本高速道路 債券	平成 19.1.25	—	24,878	1.8	有	平成 29.1.25
当社	政府保証第6回西日本高速道路 債券	平成 19.2.27	—	9,985	1.8	有	平成 29.2.27
当社	政府保証第7回西日本高速道路 債券	平成 19.3.27	—	9,950	1.7	有	平成 29.3.27
当社	西日本高速道路株式会社第1回 社債	平成 19.3.20	—	19,996	0.98	有	平成 21.12.18
合計	—	—	39,946	144,620	—	—	—

(注) 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	20,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
流動資産				
その他（短期借入金）	—	500	1.41	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,714	261	2.37	—
道路建設関係長期借入金	77,000	82,316	1.67	平成21.2.27～ 平成22.8.25
その他の長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く。）	45,808	2,042	2.34	平成21.5.29～ 平成45.8.26
その他の有利子負債				
流動負債				
その他（1年以内に返済予定建設協力預り金）	—	330	0.47	—
固定負債				
その他（建設協力預り金（1年以内に返済予定のものを除く。））	—	805	0.43	平成19.9.20～ 平成28.9.20
合計	128,522	86,256	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. 道路建設関係長期借入金のうち、57,000百万円は政府借入金です。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は35,684百万円です。

4. 道路建設関係長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	—	25,316	57,000	—
その他の長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	265	468	271	970
その他の有利子負債				
固定負債				
その他（建設協力預り金（1年以内に返済予定のものを除く。））	289	225	156	76

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		133,048		24,574	
2. 高速道路事業営業未収 入金		48,417		47,305	
3. 未収入金		14,194		22,951	
4. 短期貸付金		18,006		56,019	
5. 仕掛道路資産		104,759		217,272	
6. 商品		—		5	
7. 原材料		362		396	
8. 貯蔵品		1,558		1,648	
9. 受託業務前払金		1,580		5,379	
10. 前払金		860		1,336	
11. 前払費用		39		443	
12. 繰延税金資産		800		1,010	
13. その他の流動資産		4,378		7,433	
貸倒引当金		△183		△37	
流動資産合計		327,820	62.4	385,739	64.7

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
II 固定資産						
A 高速道路事業固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		2,011		1,441		
減価償却累計額		△52	1,958	△117	1,324	
(2) 構築物		25,847		25,728		
減価償却累計額		△431	25,415	△1,228	24,500	
(3) 機械装置		53,041		64,249		
減価償却累計額		△2,737	50,304	△9,888	54,361	
(4) 車両運搬具		5,545		6,701		
減価償却累計額		△745	4,800	△2,378	4,323	
(5) 工具器具備品		4,345		4,647		
減価償却累計額		△569	3,776	△1,455	3,191	
(6) 土地			0		0	
(7) 建設仮勘定			876		2,613	
有形固定資産合計			87,132	16.6	90,315	15.2
2. 無形固定資産			1,334	0.2	1,989	0.3
高速道路事業固定資産 合計			88,467	16.8	92,304	15.5

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
B 関連事業固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		1,910		12,618		
減価償却累計額		△52	1,858	△925	11,692	
(2) 構築物		3,978		4,139		
減価償却累計額		△195	3,782	△631	3,508	
(3) 機械装置		86		431		
減価償却累計額		△8	78	△169	262	
(4) 車両運搬具		5		5		
減価償却累計額		△0	4	△1	4	
(5) 工具器具備品		6		89		
減価償却累計額		△0	5	△20	69	
(6) 土地			68,580		68,881	
(7) 建設仮勘定			11		154	
有形固定資産合計			74,320	14.1	84,572	14.2
2. 無形固定資産			0	0.0	3	0.0
関連事業固定資産合計			74,320	14.1	84,575	14.2
C 各事業共用固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		8,053		9,289		
減価償却累計額		△298	7,754	△1,068	8,220	
(2) 構築物		759		885		
減価償却累計額		△42	716	△162	723	
(3) 機械装置		322		352		
減価償却累計額		△41	281	△50	301	
(4) 車両運搬具		211		291		
減価償却累計額		△46	165	△121	169	
(5) 工具器具備品		376		673		
減価償却累計額		△55	321	△170	502	
(6) 土地			12,753		11,737	
(7) 建設仮勘定			649		312	
有形固定資産合計			22,642	4.3	21,968	3.7

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
2. 無形固定資産			2,421	0.4		2,092	0.3
各事業共用固定資産合計			25,063	4.7		24,060	4.0
D その他の固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 土地			2,102			2,595	
有形固定資産合計			2,102	0.4		2,595	0.4
その他の固定資産合計			2,102	0.4		2,595	0.4
E 投資その他の資産							
1. 関係会社株式			146			1,320	
2. 長期貸付金			114			93	
3. 長期前払費用			5,396			3,494	
4. その他の投資等			2,176			2,504	
貸倒引当金			△924			△955	
投資その他の資産合計			6,908	1.3		6,458	1.1
固定資産合計			196,863	37.5		209,994	35.2
III 繰延資産							
1. 道路建設関係社債発行費			86			344	
2. 道路建設関係社債発行差金			54			—	
繰延資産合計			140	0.0		344	0.1
資産合計	※2		524,824	100.0		596,078	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 高速道路事業営業未払金	※4	98,200		109,894	
2. 1年以内返済予定長期借入金		5,714		144	
3. 未払金	※4	26,404		23,441	
4. 未払費用		634		937	
5. 未払法人税等		11,989		—	
6. 預り連絡料金		3,837		2,899	
7. 預り金	※4	219		10,265	
8. 受託業務前受金		2,360		9,232	
9. 前受金		34,313		11,347	
10. 賞与引当金		1,833		1,688	
11. ハイウェイカード偽造 損失補てん引当金		717		605	
12. 回数券払戻引当金		302		234	
13. その他の流動負債		18		21	
流動負債合計		186,546	35.5	170,713	28.7
II 固定負債					
1. 道路建設関係社債	※2	40,000		144,620	
2. 道路建設関係長期借入金		77,000		82,316	
3. その他の長期借入金		45,808		717	
4. 受入保証金		3,465		4,419	
5. 退職給付引当金		57,551		57,164	
6. ETCマイレージサー ビス引当金		5,747		8,564	
7. 関門トンネル事業履行 義務債務	※5	3,669		4,497	
8. その他固定負債		—		57	
固定負債合計		233,242	44.4	302,358	50.7
負債合計		419,788	79.9	473,071	79.4

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
(資本の部)							
I 資本金	※1		47,500	9.0	—	—	
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		47,500		—			
資本剰余金合計			47,500	9.0	—	—	
III 利益剰余金							
1. 当期未処分利益		10,035		—			
利益剰余金合計			10,035	1.9	—	—	
資本合計				105,035	20.0	—	—
負債資本合計				524,824	100.0	—	—

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金			—	47,500	8.0
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		47,500	
(2) その他資本剰余金		—		7,997	
資本剰余金合計			—	55,497	9.3
3. 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
別途積立金		—		9,280	
繰越利益剰余金		—		10,729	
利益剰余金合計			—	20,009	3.3
株主資本合計			—	123,007	20.6
純資産合計			—	123,007	20.6
負債純資産合計			—	596,078	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%) (注)	金額 (百万円)		百分比 (%) (注)
I 高速道路事業営業損益							
1. 営業収益							
(1) 料金収入		322,878			663,791		
(2) 道路資産完成高		31,348			33,647		
(3) その他の売上高		851	355,078	71.1	1,924	699,363	90.5
2. 営業費用	※						
(1) 道路資産賃借料		217,137			491,795		
(2) 道路資産完成原価		31,348			33,647		
(3) 管理費用		88,289	336,775	67.4	161,483	686,927	88.9
高速道路事業営業利益			18,302	3.6		12,436	1.6
II 関連事業営業損益							
1. 営業収益							
(1) 直轄高速道路事業営業収益		65,175			44,471		
(2) 受託事業営業収益		76,544			18,177		
(3) 道路休憩所事業営業収益		2,351			—		
(4) SA・PA事業営業収益		—			9,257		
(5) その他の事業営業収益		183	144,255	28.8	1,672	73,578	9.5
2. 営業費用	※						
(1) 直轄高速道路事業営業費		65,175			44,471		
(2) 受託事業営業費		76,509			18,177		
(3) 道路休憩所事業営業費		961			—		
(4) SA・PA事業営業費		—			6,163		
(5) その他の事業営業費		119	142,765	28.5	1,771	70,584	9.1
関連事業営業利益			1,489	0.2		2,994	0.4
全事業営業利益			19,792	3.9		15,431	2.0

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%) (注)	金額 (百万円)	百分比 (%) (注)
Ⅲ 営業外収益					
1. 受取利息		0		165	
2. 受取配当金		—		2	
3. 物品売却益		17		—	
4. 土地物件貸付料		227		419	
5. 原因者負担収入		552		993	
6. 工事負担金収入		256		—	
7. 雑収入		566	1,620	788	2,368
			0.3		0.3
Ⅳ 営業外費用					
1. 支払利息		474		968	
2. ハイウェイカード払戻 費用		106		—	
3. 借入金繰上返済手数料		—		688	
4. 雑損失		236	817	357	2,015
			0.1		0.3
経常利益			20,595		15,784
			4.1		2.0
Ⅴ 特別利益					
1. 前期機械装置除却損修 正益		—		171	
2. 損建区分修正益		—		394	
3. 前期預り連絡料金修正 益		—		628	
4. その他		—	—	128	1,322
			—		0.2
Ⅵ 特別損失					
1. 前期利用促進費修正損		—		284	
2. 偽造ハイウェイカード 損失		—		361	
3. 固定資産評価調整損		—		289	
4. その他		—	—	107	1,042
			—		0.1
税引前当期純利益			20,595		16,063
			4.1		2.1
法人税、住民税及び事 業税		11,360		6,300	
法人税等調整額		△440	10,920	△210	6,090
			2.1		0.8
当期純利益			9,675		9,973
			1.9		1.3
民営化に伴う税効果調 整額			360		—
			0.0		—
当期未処分利益			10,035		—
			2.0		—

(注) 百分比は全事業営業収益(前事業年度499,334百万円、当事業年度772,942百万円)を100とする比率です。

営業費用明細書

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		217,137		491,795
2. 道路資産完成原価		31,348		33,647
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	33,065		61,452	
(2) 管理業務費	27,576		50,561	
(3) 一般管理費	27,647		49,469	
計		88,289		161,483
高速道路事業営業費用合計			336,775	686,927
II 関連事業営業費用				
1. 直轄高速道路事業営業費用				
(1) 直轄高速道路資産完成原価	65,175		44,471	
計		65,175		44,471
2. 受託事業営業費用				
(1) 受託事業費	76,509		18,177	
計		76,509		18,177
3. 道路休憩所事業営業費用				
(1) 道路休憩所事業管理費	299		—	
(2) 一般管理費	661		—	
計		961		—
4. SA・PA事業営業費用				
(1) SA・PA事業管理費	—		5,682	
(2) 一般管理費	—		480	
計		—		6,163
5. その他の事業営業費用				
(1) その他の事業管理費	89		478	
(2) 一般管理費	29		1,293	
計		119		1,771
関連事業営業費用合計			142,765	70,584
全事業営業費用合計			479,541	757,511

(2) 科目明細書

① 道路資産完成原価

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	79	0.1
II 労務費		2,601	3.8
III 経費		60,188	89.6
IV 一般管理費		3,288	4.8
V 金利等		1,011	1.5
当期総製造費用		67,169	100.0
期首仕掛道路資産		68,937	
合計		136,107	
期末仕掛道路資産		104,759	
道路資産完成原価		31,348	

※1. 主な内訳は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
外注費	56,056
土地代	616

2. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

② 維持修繕費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	163	0.4
II 労務費		1,331	4.0
III 経費		31,571	95.4
維持修繕費		33,065	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
維持補修費	19,908
業務委託費	6,285

③ 管理業務費

		前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※	3,097	11.2
II 経費		24,479	88.7
管理業務費		27,576	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)
業務委託費	15,161
減価償却費	4,702

高速道路事業原価明細書

		当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		
I 営業費用				
1 道路資産賃借料				491,795
2 道路資産完成原価				
用地費				
土地代		200		
労務費		12		
外注費		20		
経費		15		
金利等		4		
一般管理費人件費		10		
一般管理費経費		5	269	
建設費				
材料費		8		
労務費		635		
外注費		30,999		
経費		275		
金利等		311		
一般管理費人件費		415		
一般管理費経費		333	32,980	
除却工事費用その他				
労務費		8		
外注費		371		
経費		2		
金利等		2		
一般管理費人件費		8		
一般管理費経費		6	398	33,647

		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)		
3 管理費用				
維持修繕費				
人件費		5,427		
経費		56,024	61,452	
管理業務費				
人件費		2,599		
経費		47,962	50,561	
一般管理費				
人件費		8,977		
経費		40,492	49,469	161,483
II 営業外費用				
支払利息			763	
借入金繰上返済手数料			598	
雑損失			330	1,692
III 特別損失				
前期利用促進費修正損			284	
偽造ハイウェイカード損失			361	
固定資産評価調整損			303	
その他特別損失			94	1,044
高速道路事業営業費用等合計				689,663
IV 法人税、住民税及び事業税			5,188	
V 法人税等調整額			△172	5,015
高速道路事業総費用合計				694,679

(注) 当事業年度から、財務諸表等規則第78条第2項第7号の規定により、高速道路事業等会計規則に定める「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」を、高速道路事業に係る原価明細書として表示しています。

④ 直轄高速道路資産完成原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	201	0.7	1,034	2.3
II 経費		25,353	95.3	42,568	95.7
III 一般管理費		1,045	3.9	867	2.0
当期総製造費用		26,601	100.0	44,471	100.0
期首受託業務前払金		38,574		—	
合計		65,175		44,471	
期末受託業務前払金		—		—	
直轄高速道路資産完成原価		65,175		44,471	

※1. 主な内訳は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)	金額 (百万円)
外注費	16,346	40,155
調査費、測量費及び設計費	5,102	1,924

2. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

[次へ](#)

⑤ 受託事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	—	—	9	0.0
II 労務費		81	0.8	214	1.0
III 経費		9,563	95.1	21,443	97.6
IV 一般管理費		403	4.0	307	1.4
当期総製造費用		10,048	100.0	21,975	100.0
期首受託業務前払金		68,041		1,580	
合計		78,090		23,556	
期末受託業務前払金		1,580		5,379	
受託事業費		76,509		18,177	

※1. 主な内訳は次のとおりです。

項目	金額 (百万円)	金額 (百万円)
外注費	6,846	15,816
土地代及び補償費	2,076	4,808

2. 原価計算の方法は、個別原価計算です。

⑥ SA・PA事業 (道路休憩所事業) 管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	2	0.8	5	0.1
II 労務費		6	2.1	239	4.2
III 経費		290	97.0	5,437	95.7
SA・PA事業管理費		299	100.0	5,682	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)	金額 (百万円)
減価償却費	226	1,585
水道光熱費	41	1,417

(注)前事業年度において「休憩所等事業」と称しておりましたSA・PAにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、当事業年度から「SA・PA事業」に名称を変更いたしました。

⑦ その他の事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		0	0.2	14	3.0
II 経費	※	89	99.7	464	97.0
その他の事業管理費		89	100.0	478	100.0

※ 主な内訳は、次のとおりです。

項目	金額 (百万円)	金額 (百万円)
業務委託費	37	166
減価償却費	30	154

⑧ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は次のとおりです。

前事業年度 合計28,338百万円

当事業年度 合計51,243百万円

このうち主なものは次のとおりです。

このうち主なものは次のとおりです。

給与手当	2,945百万円
賞与引当金繰入額	939百万円
減価償却費	389百万円
ハイウェイカード偽造損失	485百万円
補てん引当金繰入額	
E T Cマイレージサービス	5,747百万円
引当金繰入額	
利用促進費	12,146百万円

給与手当	5,981百万円
賞与引当金繰入額	1,954百万円
減価償却費	699百万円
ハイウェイカード偽造損失	859百万円
補てん引当金繰入額	
E T Cマイレージサービス	14,057百万円
引当金繰入額	
利用促進費	17,553百万円

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 (株主総会承認日 平成18年6月28日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
I 当期末処分利益			10,035
II 利益処分額			
1. 任意積立金			
(1) 別途積立金		9,280	9,280
III 次期繰越利益			755

株主資本等変動計算書

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換 算差額等	新株予約 権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備 金	その他資 本剰余金	その他利益剰余金					
				別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	47,500	47,500	—	—	10,035	105,035	—	—	105,035
事業年度中の変動額									
固定資産評価額の調整 (注1)			7,997			7,997			7,997
別途積立金の積立 (注2)				9,280	△9,280	—			—
当期純利益					9,973	9,973			9,973
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	7,997	9,280	693	17,971	—	—	17,971
平成19年3月31日残高 (百万円)	47,500	47,500	7,997	9,280	10,729	123,007	—	—	123,007

- (注) 1. その他資本剰余金の変動額は、当社成立時に日本道路公団より承継した固定資産評価額等の調整によるものです。
2. 別途積立金の積立は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

[次へ](#)

重要な会計方針

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>								
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっています。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>								
<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 (2) 原材料・貯蔵品 主として最終仕入原価法による原価法によっています。</p>	<p>2. たな卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 仕掛道路資産 個別法による原価法によっています。 仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。 なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。 (2) 商品・原材料・貯蔵品 同左</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table border="0" data-bbox="204 972 667 1032"> <tr> <td>構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。</p>	構築物	7～50年	機械装置	5～10年	<p>3. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table border="0" data-bbox="837 972 1300 1032"> <tr> <td>構築物</td> <td>10～50年</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>5～10年</td> </tr> </table> また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。 (2) 無形固定資産 同左</p>	構築物	10～50年	機械装置	5～10年
構築物	7～50年								
機械装置	5～10年								
構築物	10～50年								
機械装置	5～10年								
<p>4. 繰延資産の処理方法 (1) 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却しています。 (2) 道路建設関係社債発行差金 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。</p>	<p>4. 繰延資産の処理方法 道路建設関係社債発行費 社債の償還期限までの期間で均等償却しております。ただし、前事業年度に計上されていたものについては、社債の償還期限までの期間又は3年の何れか短い期間で均等償却しております。 (繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しています。 これによる損益に与える影響は軽微です。 なお、前事業年度において繰延資産に含めておりました道路建設関係社債発行差金54百万円は、当事業年度の道路建設関係社債から控除して表示しています。</p>								
<p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。</p>	<p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p>								

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 同左</p> <p>(4) 回数券払戻引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) ETCマイレージサービス引当金 同左</p>
<p>6. 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用しています。また、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益に係る工事のうち、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。</p>	<p>6. 収益及び費用の計上基準 完成工事高の計上基準 同左</p>
<p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>	<p>7. リース取引の処理方法 同左</p>
<p>8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の処理方法 同左</p>

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、123,007百万円です。</p>
<p>_____</p>	<p>(金融商品に関する会計基準等) 当事業年度より、改正後の「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第10号)及び「金融商品に関する実務指針」(日本公認会計士協会 最終改正平成18年10月20日 会計制度委員会報告第14号)を適用しています。 これによる経常利益、税引前純利益に与える影響は軽微です。</p>
<p>_____</p>	<p>(企業結合及び事業分離等に関する会計基準) 当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しています。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「工事負担金収入」(当事業年度は33百万円)及び「物品売却益」(当事業年度は1百万円)は、ともに営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。</p> <p>前事業年度まで「道路休憩所」と称しておりましたSA・PAにおける高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等の事業は、当事業年度から「SA・PA事業」に名称を変更しております。</p> <p>よって、前事業年度まで「道路休憩所事業営業収益」並びに「道路休憩所事業営業費」として表示していましたが、同事業の営業収益と営業費用は、「SA・PA事業営業収益」と「SA・PA事業営業費用」にそれぞれ変更しております。</p>

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(固定資産評価額等の調整)</p> <p>国土交通省からの注意・是正文書(平成18年9月20日)を踏まえ、当社成立時に日本道路公団より承継された固定資産の一部の評価額等を当中間会計期間において7,997百万円(貯蔵品△1,163百万円、仕掛道路資産△2,417百万円、高速道路事業固定資産 機械及び装置△5,663百万円、その他1,367百万円、関連事業固定資産その他973百万円、各事業共用固定資産△1,187百万円、その他92百万円)調整し、その他資本剰余金を同額増加させています。</p> <p>これに伴う減価償却累計額の調整額289百万円は、当事業年度の特別損失に固定資産評価調整損として計上しています。</p>

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年 3月31日)	当事業年度 (平成19年 3月31日)																										
<p>※1. 会社が発行する株式 普通株式 380,000,000株 発行済株式総数 普通株式 95,000,000株</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債40,000百万円の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">11,774,453百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">70,063百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">58,038百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">11,902,554百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、(1)と同様に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">17,600百万円</td> </tr> </table> <p>また、日本道路公団が政府から借入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">13,600百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記引き渡しにより、道路建設関係長期借入金が31,200百万円減少しています。</p>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,774,453百万円	東日本高速道路(株)	70,063百万円	中日本高速道路(株)	58,038百万円	計	11,902,554百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円	<p>※1. _____</p> <p>※2. 担保資産及び担保付債務 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を道路建設関係社債144,620百万円（額面145,000百万円）の担保に供しています。</p> <p>3. 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。</p> <p>(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">10,105,377百万円</td> </tr> <tr> <td>東日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">55,076百万円</td> </tr> <tr> <td>中日本高速道路(株)</td> <td style="text-align: right;">49,623百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">10,210,076百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金35,684百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっております。</p> <p>① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">17,600百万円</td> </tr> </table> <p>② 日本道路公団が政府から借入れをした以下の金額については、連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">13,600百万円</td> </tr> </table> <p>③ 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帯して債務を負っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(独)日本高速道路保有・債務返済機構</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">35,684百万円</td> </tr> </table>	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,105,377百万円	東日本高速道路(株)	55,076百万円	中日本高速道路(株)	49,623百万円	計	10,210,076百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	35,684百万円
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	11,774,453百万円																										
東日本高速道路(株)	70,063百万円																										
中日本高速道路(株)	58,038百万円																										
計	11,902,554百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	10,105,377百万円																										
東日本高速道路(株)	55,076百万円																										
中日本高速道路(株)	49,623百万円																										
計	10,210,076百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	17,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,600百万円																										
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	35,684百万円																										

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※4. 関係会社に対する負債 高速道路事業営業未払金 8,841百万円 未払金 960百万円	※4. 関係会社に対する負債 高速道路事業営業未払金 9,579百万円 未払金 911百万円 預り金 9,897百万円
※5. 関門トンネル事業履行義務債務 日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項 第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門 トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令 第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持 及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことか ら、当事業年度末時点における国に負う未履行の義 務に相当する額を計上しています。	※5. 関門トンネル事業履行義務債務 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 研究開発費の総額は、502百万円です。	※ 研究開発費の総額は、826百万円です。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

[次へ](#)

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)				当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
(借主側)				(借主側)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物	8	1	7	工具器具備品	625	269	355
工具器具備品	323	64	259	無形固定資産 (ソフトウェア)	1	0	1
無形固定資産 (ソフトウェア)	142	20	122	合計	626	269	356
合計	474	86	388				
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しています。				同左			
② 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年以内 163百万円				1年以内 158百万円			
1年超 224百万円				1年超 198百万円			
合計 388百万円				合計 356百万円			
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しています。				同左			
③ 支払リース料及び減価償却費相当額				③ 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料 86百万円				支払リース料 218百万円			
減価償却費相当額 86百万円				減価償却費相当額 218百万円			
④ 減価償却費相当額の算定方法				④ 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっ ています。				同左			

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">477,795百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">23,289,651百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,767,446百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。</p> <p>2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されます。</p>	1年以内	477,795百万円	1年超	23,289,651百万円	合計	23,767,446百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>① 道路資産の未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">490,638百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年超</td> <td style="text-align: right;">22,784,286百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,274,924百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>同左</p>	1年以内	490,638百万円	1年超	22,784,286百万円	合計	23,274,924百万円
1年以内	477,795百万円												
1年超	23,289,651百万円												
合計	23,767,446百万円												
1年以内	490,638百万円												
1年超	22,784,286百万円												
合計	23,274,924百万円												

[次へ](#)

(有価証券関係)

前事業年度（平成18年3月31日）

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

当事業年度（平成19年3月31日）

子会社及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
貸倒引当金 366百万円	貸倒引当金 272百万円
賞与引当金 741百万円	賞与引当金 683百万円
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 290百万円	ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 244百万円
未払事業税 1,032百万円	退職給付引当金 23,137百万円
退職給付引当金 23,293百万円	E T Cマイレージサービス引当金 3,466百万円
E T Cマイレージサービス引当金 2,326百万円	その他 457百万円
その他 293百万円	繰延税金資産小計 28,262百万円
繰延税金資産小計 28,344百万円	評価性引当額 $\Delta 27,101$ 百万円
評価性引当額 $\Delta 27,544$ 百万円	繰延税金資産合計 1,161百万円
繰延税金資産合計 800百万円	
	繰延税金負債
	還付事業税等 $\Delta 151$ 百万円
	繰延税金負債合計 $\Delta 151$ 百万円
	繰延税金資産(負債)の純額 1,010百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 40.5%	法定実効税率 40.5%
(調整)	(調整)
評価性引当額 12.6%	評価性引当額 $\Delta 2.7\%$
その他 $\Delta 0.1\%$	その他 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 53.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.9%

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社による事業譲受

1. 企業結合の概要

相手企業等の名称	財団法人道路サービス機構(現財団法人高速道路交流推進財団)及び財団法人ハイウェイ交流センター
取得した事業の内容	S A・P Aに関する営業用資産の保有に関する事業等
企業結合を行った主な理由	S A・P A事業の実施のため
企業結合日	平成18年4月1日
企業結合の法的形式	当社による事業譲受
結合後企業の名称	西日本高速道路株式会社

2. 財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

現金11,056百万円

4. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産 208百万円

固定資産 13,218百万円

合計 13,426百万円

(2) 負債の額

固定負債 2,369百万円

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,105.64円	1株当たり純資産額	1,294.81円
1株当たり当期純利益金額	101.85円	1株当たり当期純利益金額	104.99円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	9,675	9,973
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	9,675	9,973
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																														
<p>(事業の譲受け)</p> <p>当社は、平成18年4月1日に、財団法人道路サービス機構（現財団法人高速道路交流推進財団）及び財団法人ハイウェイ交流センターから、これらが営むSA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業等を譲受けました。</p> <p>1. 譲り受けた相手方の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">商号</th> <th style="width: 35%;">(財) 道路サービス機構</th> <th style="width: 50%;">(財) ハイウェイ交流センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社所在地</td> <td>東京都文京区</td> <td>東京都千代田区</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>昭和40年5月27日</td> <td>平成10年7月1日</td> </tr> <tr> <td>代表者 (理事長)</td> <td>久保 博資</td> <td>山下 宣博</td> </tr> <tr> <td>基本財産</td> <td>15億円</td> <td>15億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 譲り受けた事業内容</p> <p>SA・PAに関する営業用資産の保有に関する事業等</p> <p>3. 譲り受けた資産・負債の額</p> <p>資産価額 13,426百万円 (主な内容：SA・PAに関する営業用建物7,953百万円、同建物附属設備2,686百万円、共同施設負担金1,460百万円)</p> <p>負債価額 2,369百万円 (主な内容：長期借入金2,141百万円)</p>	商号	(財) 道路サービス機構	(財) ハイウェイ交流センター	本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区	設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日	代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博	基本財産	15億円	15億円	<p>(多額な社債の発行)</p> <p>当社は、平成19年3月23日開催の取締役会の決議（政府保証西日本高速道路債券923億円以内）に基づき、平成19年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">政府保証第8回西日本高速道路債券</th> <th style="width: 50%;">政府保証第9回西日本高速道路債券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行総額</td> <td>金200億円</td> <td>金100億円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>年1.7パーセント</td> <td>年1.9パーセント</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>満期一括</td> <td>満期一括</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>額面100円につき 金99円60銭</td> <td>額面100円につき 金99円95銭</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成19年5月21日</td> <td>平成19年6月27日</td> </tr> <tr> <td>償還期日</td> <td>平成29年5月19日</td> <td>平成29年6月27日</td> </tr> <tr> <td>担保</td> <td>一般担保</td> <td>一般担保</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> <td>高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> <td>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受</td> </tr> </tbody> </table>		区分	政府保証第8回西日本高速道路債券	政府保証第9回西日本高速道路債券	発行総額	金200億円	金100億円	利率	年1.7パーセント	年1.9パーセント	償還方法	満期一括	満期一括	発行価額	額面100円につき 金99円60銭	額面100円につき 金99円95銭	払込期日	平成19年5月21日	平成19年6月27日	償還期日	平成29年5月19日	平成29年6月27日	担保	一般担保	一般担保	使途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受
商号	(財) 道路サービス機構	(財) ハイウェイ交流センター																																													
本社所在地	東京都文京区	東京都千代田区																																													
設立年月日	昭和40年5月27日	平成10年7月1日																																													
代表者 (理事長)	久保 博資	山下 宣博																																													
基本財産	15億円	15億円																																													
区分	政府保証第8回西日本高速道路債券	政府保証第9回西日本高速道路債券																																													
発行総額	金200億円	金100億円																																													
利率	年1.7パーセント	年1.9パーセント																																													
償還方法	満期一括	満期一括																																													
発行価額	額面100円につき 金99円60銭	額面100円につき 金99円95銭																																													
払込期日	平成19年5月21日	平成19年6月27日																																													
償還期日	平成29年5月19日	平成29年6月27日																																													
担保	一般担保	一般担保																																													
使途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号) 第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金																																													
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受																																													

[次へ](#)

前事業年度
(自 平成17年10月1日
至 平成18年3月31日)

当事業年度
(自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日)

(重要な子会社の設立)

高速道路の維持管理業務については、会社全体の安全性・信頼性に直結する本来業務であることから、グループ一丸となった効率的な業務執行体制を構築し、安全で快適な道路空間を提供していくとともに、グループ全体のモチベーションの高揚によるお客様満足度の向上や、社会貢献事業による地域社会・お客様への還元を通して、お客様サービスの向上を図るため、平成18年9月19日の取締役会決議を受けて、次のとおり、当社と目的及び将来展望を共有する子会社を設立しています。

(設立する子会社の概要)

商号	西日本高速道路サービス関西株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	大阪市北区
代表者	代表取締役社長 染谷 武
資本金	70百万円
発行済株式数	110,000株
発行価額	110百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路サービス中国株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	広島市中区
代表者	代表取締役社長 亀田 良則
資本金	50百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路サービス四国株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業及び交通管理事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	香川県高松市
代表者	代表取締役社長 荻野 義夫
資本金	40百万円
発行済株式数	50,000株
発行価額	50百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路サービス九州株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	福岡県太宰府市
代表者	代表取締役社長 町田 光幸
資本金	50百万円
発行済株式数	60,000株
発行価額	60百万円
株主構成	当社100%

商号	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社
事業内容	高速道路の料金收受事業、交通管理事業及び保全事業
設立年月日	平成18年10月2日
所在地	沖縄県浦添市
代表者	代表取締役社長 村田 一廣
資本金	60百万円
発行済株式数	70,000株
発行価額	70百万円
株主構成	当社100%

(子会社の株主割当による増資の引受)

西日本高速道路メンテナンス中国株式会社
当社は、平成19年3月23日開催の取締役会において、100%子会社である西日本高速道路メンテナンス中国株式会社に対する株主割当増資612百万円を引き受けることを決議し、平成19年5月31日付けで実行いたしました。

増資の引受け

①増資引受の目的

西日本高速道路メンテナンス中国株式会社が既存の株式会社ショウテクノ、株式会社山陽メンテック、中国アーテック株式会社及び東中国道路メンテナンス株式会社からの事業譲受けにあたり、財務体質を強化し健全な事業展開を図るため

②増資引受の概要

発行する新株式数	普通株式 612,000株
新株の発行方法	株主割当
新株の発行価額	1株につき 金1,000円
発行価額中資本に組み入れられない額	302百万円
払込期日	平成19年5月31日
増資引受後の資本金額	350百万円

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
商号	西日本高速道路パトロール関西株式会社		
事業内容	高速道路の交通管理事業		
設立年月日	平成18年10月2日		
所在地	大阪市淀川区		
代表者	代表取締役社長 野田 圭一		
資本金	20百万円		
発行済株式数	20,000株		
発行価額	20百万円		
株主構成	当社100%		
商号	西日本高速道路パトロール九州株式会社		
事業内容	高速道路の交通管理事業		
設立年月日	平成18年10月2日		
所在地	福岡市博多区		
代表者	代表取締役社長 合志 徹夫		
資本金	40百万円		
発行済株式数	50,000株		
発行価額	50百万円		
株主構成	当社100%		
商号	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社		
事業内容	高速道路の保全事業		
設立年月日	平成18年10月2日		
所在地	福岡市博多区		
代表者	代表取締役社長 重永 正敏		
資本金	160百万円		
発行済株式数	301,000株		
発行価額	301百万円		
株主構成	当社100%		
商号	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社		
事業内容	高速道路の保全事業		
設立年月日	平成18年12月1日		
所在地	広島市東区		
代表者	代表取締役社長 坂上 隆二		
資本金	40百万円		
発行済株式数	60,000株		
発行価額	60百万円		
株主構成	当社100%		
商号	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社		
事業内容	高速道路の保全事業		
設立年月日	平成19年3月予定		
所在地	大阪府茨木市		
代表者	代表取締役社長 牧浦 信一		
資本金	40百万円		
発行済株式数	50,000株		
発行価額	50百万円		
株主構成	当社100%		

[次へ](#)

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)			当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
(多額な社債の発行) 当社は、平成18年3月22日開催の取締役会の決議(政府保証西日本高速道路債券1,134億円以内)に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行し又は発行を予定しております。					
区分	政府保証第2回西日本高速道路債券	政府保証第3回西日本高速道路債券			
発行総額	金100億円	金150億円			
利率	年1.8%	年1.8%			
償還方法	満期一括	満期一括			
発行価額	額面100円につき 金99円95銭	額面100円につき 金99円40銭			
払込期日	平成18年10月25日	平成18年11月28日			
償還期日	平成28年10月25日	平成28年11月28日			
担保	一般担保	一般担保			
用途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金			
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受			
区分	政府保証第4回西日本高速道路債券	政府保証第5回西日本高速道路債券			
発行総額	金150億円	金250億円			
利率	年1.7パーセント	年1.8パーセント			
償還方法	満期一括	満期一括			
発行価額	額面100円につき金 99円65銭	額面100円につき金 99円50銭			
払込期日	平成18年12月19日	平成19年1月25日			
償還期日	平成28年12月19日	平成29年1月25日			
担保	一般担保	一般担保			
用途	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金	高速道路株式会社法 (平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金			
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受			

前事業年度 (自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	政府保証第6回西日本高速道路債券		
発行総額	金100億円		
利率	年1.8パーセント		
償還方法	満期一括		
発行価額	額面100円につき金99円85銭		
払込期日	平成19年2月27日		
償還期日	平成29年2月27日		
担保	一般担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		
(多額な資金の借入)			
当社は、平成18年11月20日開催の取締役会の決議(借入569億円以内)に基づき、平成18年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行し、又は実行を予定していません。			
区分	金融機関からの借入		
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他11金融機関		
借入金額	金200億円		
返済方法	満期一括		
借入実行日	平成18年12月8日		
返済期限	平成21年11月30日		
担保	無担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		
区分	金融機関からの借入		
借入先の名称	株式会社みずほコーポレート銀行他17金融機関		
借入金額	金100億円		
返済方法	満期一括		
借入実行日	平成19年2月9日		
返済期限	平成21年11月30日		
担保	無担保		
使途	高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金		
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受		

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	当期償却費 (百万円)	差引期末簿 価 (百万円)	
高速道路 事業	有形固 定資産	建物	2,011	145	715	1,441	117	80	1,324
		構築物	25,847	555	674	25,728	1,228	850	24,500
		機械装置	53,041	12,866	1,659	64,249	9,888	6,952	54,361
		車両運搬具	5,545	1,258	102	6,701	2,378	1,670	4,323
		工具器具備品	4,345	1,138	836	4,647	1,455	1,053	3,191
		土地	0	—	0	0	—	—	0
		建設仮勘定	876	9,765	8,028	2,613	—	—	2,613
		計	91,667	25,731	12,016	105,383	15,067	10,607	90,315
	無形固定資産	1,467	1,024	9	2,482	493	362	1,989	
	合 計	93,135	26,756	12,026	107,865	15,560	10,969	92,304	
関連事業	有形固 定資産	建物	1,910	11,270	562	12,618	925	875	11,692
		構築物	3,978	941	779	4,139	631	451	3,508
		機械装置	86	344	—	431	169	161	262
		車両運搬具	5	2	1	5	1	1	4
		工具器具備品	6	86	3	89	20	19	69
		土地	68,580	385	84	68,881	—	—	68,881
		建設仮勘定	11	308	165	154	—	—	154
		計	74,578	13,339	1,596	86,320	1,748	1,508	84,572
	無形固定資産	0	3	0	3	0	0	3	
	合 計	74,578	13,342	1,597	86,323	1,748	1,508	84,575	
各事業共 用	有形固 定資産	建物	8,053	1,811	574	9,289	1,068	763	8,220
		構築物	759	130	3	885	162	108	723
		機械装置	322	47	18	352	50	35	301
		車両運搬具	211	89	9	291	121	84	169
		工具器具備品	376	304	7	673	170	120	502
		土地	12,753	196	1,212	11,737	—	—	11,737
		建設仮勘定	649	4,635	4,972	312	—	—	312
		計	23,126	7,215	6,799	23,542	1,574	(692) 1,112	(13,672) 21,968
	無形固定資産	2,596	307	52	(1,810) 2,851	759	578	2,092	
	合 計	25,723	7,522	6,851	26,394	2,334	1,691	24,060	
その他の 固定資産	有形固 定資産	建物	—	4	4	—	—	0	—
		土地	2,102	1,117	625	2,595	—	—	2,595
		計	2,102	1,121	629	2,595	—	(0) 0	(—) 2,595
投資その他の資産	長期前払費用	5,436	1,670	2,998	4,109	614	574	3,494	
繰延資産	道路建設関係社債発 行費	129	311	—	440	95	52	344	
	道路建設関係社債発 行差金	60	—	60	—	—	—	—	
	繰延資産計	189	311	60	440	95	52	344	

(注1) 括弧内は、高速道路事業配賦分を表示しております。

(注2) 各事業共用固定資産の主なものは工事事務所、技術事務所及び宿舍等であります。

(注3) 配賦基準は勤務時間比によっております。

(注4) 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置並びに建設仮勘定）の当期増加額の主なものは、料金収受機械及びE T C設備の取得等によるものです。

(注5) 関連事業有形固定資産（建物）の当期増加額の主なものは、サービスエリア・パーキングエリア建物の取得等によるものです。

(注6) 長期前払費用については、前事業年度まで減価償却資産を表示しておりましたが、当事業年度から減価償却資産以外も含め表示する方法に変更しております。

【引当金明細表】

区 分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,108	623	142	597	992
賞与引当金	1,833	5,200	5,344	—	1,688
ハイウェイカード偽造損失補てん 引当金	717	859	972	—	605
回数券払戻引当金	302	—	67	—	234
E T Cマイレージサービス引当金	5,747	14,057	11,240	—	8,564

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替え及び回収によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

内訳	金額 (百万円)
現金	2,849
預金	
普通預金	21,128
定期預金	—
当座預金	596
譲渡性預金	—
小計	21,724
合計	24,574

ロ. 高速道路事業営業未収入金
相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
株式会社ジェーシービー	6,093
三井住友カード株式会社	4,729
ユーシーカード株式会社	3,569
UFJニコス株式会社	2,975
トヨタファイナンス株式会社	2,918
その他	27,020
合計	47,305

滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
48,417	535,160	536,271	47,305	8.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

ハ. 未収入金
相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
国土交通省	14,327
滋賀県	443
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	253
門真市	172
中日本高速道路株式会社	153
その他	7,602
合計	22,951

滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	滞留率(D/A+B) (%)
14,194	94,570	85,813	22,951	21.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記には消費税等が含まれています。

ニ. 短期貸付金

相手先	金額 (百万円)
野村證券株式会社	33,544
日興シティグループ証券株式会社	12,976
三菱UFJ証券株式会社	7,493
大和証券エスエムビーシー株式会社	1,998
その他	6
合計	56,019

ホ. たな卸資産
仕掛道路資産

科目		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
用地費	土地代	3,660	14,603	200	18,062
	労務費	560	685	12	1,233
	外注費	1,240	1,914	20	3,135
	経費	4,386	4,963	15	9,335
	金利等	70	313	4	379
	一般管理費人件費	245	755	10	990
	一般管理費経費	210	544	5	748
	計	10,375	23,780	269	33,886
建設費	材料費	71	252	9	315
	労務費	3,289	2,159	666	4,782
	外注費	86,277	110,300	31,594	164,984
	経費	1,690	2,590	287	3,993
	金利等	727	1,951	324	2,354
	一般管理費人件費	1,182	3,044	437	3,789
	一般管理費経費	1,140	2,287	352	3,075
	計	94,379	122,587	33,670	183,296
除却工 事費用	労務費	0	9	8	0
	外注費	4	452	371	85
	経費	0	2	2	0
	金利等	0	3	2	0
	一般管理費人件費	0	8	8	1
	一般管理費経費	0	6	6	0
	計	4	482	398	88
合計	104,759	146,850	34,338	217,272	

上記のうち、高速道路の新設による建設中の仕掛道路資産の期末残高

路線名	当期末残高 (百万円)
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線(新名神)	56,236
高速自動車国道東九州自動車道(東九州道)	50,938
高速自動車国道四国縦貫自動車道(高松道・高知道・徳島道)	29,563
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線(阪和道)	25,119
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線(近畿道・西名阪道)	15,833
その他	29,960
合計	207,651

商品

内訳	金額（百万円）
出版物	5
合計	5

原材料

内訳	金額（百万円）
緑化資材	361
その他の原材料	35
合計	396

貯蔵品

内訳	金額（百万円）
発生材	827
その他	821
合計	1,648

② 固定資産

イ. 有形固定資産 199,451百万円

内訳は、「第5 経理の状況」「2 財務諸表等」「④ 附属明細表」の「有形固定資産等明細表」に記載しています。

③ 流動負債

イ. 高速道路事業営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	53,130
東日本高速道路株式会社	6,981
株式会社日立国際電気	1,749
鉄建建設株式会社・丸磯建設株式会社共同企業体	1,465
株式会社アスウェイ	1,381
その他	45,186
合計	109,894

ロ. 未払金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
株式会社東芝	1,841
佐藤工業株式会社・若築建設株式会社共同企業体	680
五洋建設株式会社・株式会社浅沼組特定共同企業体	573
株式会社新井組・株式会社神崎組特定共同企業体	555
東急建設株式会社・小田急建設株式会社共同企業体	544
その他	19,245
合計	23,441

④ 固定負債

イ. 道路建設関係社債 144,620百万円

内訳は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑨ 連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しています。

ロ. 道路建設関係長期借入金

借入先別内訳

借入先	金額（百万円）
財務省	57,000
株式会社みずほコーポレート銀行	3,340
株式会社新生銀行	2,134
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,904
株式会社三井住友銀行	1,380
その他	16,558
合計	82,316

ハ. 退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	83,295
未認識数理計算上の差異	1,619
年金資産	△27,750
合計	57,164

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務・法務室
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務・法務室
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社ではありますが、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、証券取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7条第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

平成19年2月21日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成19年2月26日、平成19年3月6日及び平成19年3月14日近畿財務局長に提出。

平成19年2月21日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

平成19年3月20日に発行した当社第1回社債（西日本高速道路株式会社第1回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（発行価額の総額金19,996百万円）（以下「第1回社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、第1回社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が第1回社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなります。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態及び経営成績の分析 (1) 財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成19年3月31日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとしており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成19年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。

- ⑤ 資本金及び資本構成 平成18年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	4,463,874百万円
政府出資金	3,408,856百万円
地方公共団体出資金	1,055,018百万円
II 資本剰余金	850,932百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
III 利益剰余金	51,778百万円
当期未処分利益	51,778百万円
資本合計	5,366,585百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、「機構法」、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

- ⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

- (b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
- (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xi) (x)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

- (c) 事業にかかる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法

- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1. 民営化について」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月9日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年2月9日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川島 育也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 橋留 隆志 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 浩明 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。